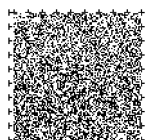
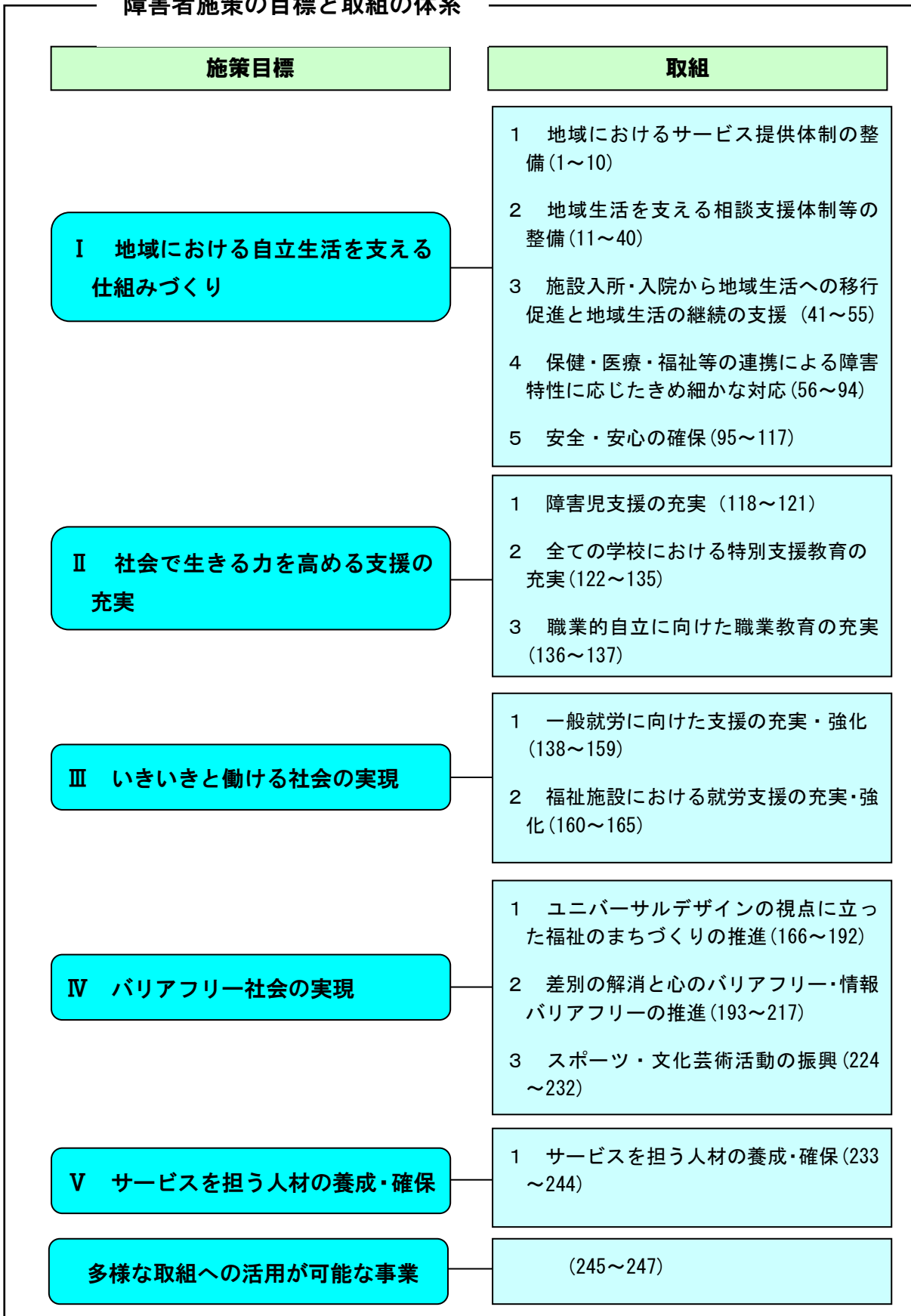


## 障害者計画に係る計画事業の進捗状況

### 障害者施策の目標と取組の体系



事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>1 グループホームの整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 障害者の地域社会における自立を支援するため、生活の場を提供し、食事の提供等 その他必要な援助を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等） 負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p> <p>◇障害者グループホーム事業を行う社会福祉法人等に、既設の都営住宅を提供する。</p>	<p>1,316か所 定員7,221人</p> <p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～平成26年度 1,812人</p> <p>◇都営住宅におけるグループホーム 11団地 24戸</p>	<p>1,434か所 定員7,896人</p> <p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成27年度 675人</p> <p>◇都営住宅におけるグループホーム 11団地 24戸</p>	<p>「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成27年度～平成29年度 2,000人</p> <p>◇事業を行う社会福祉法人等からの要望を受け、順次、実施する。</p>	○	福 社 保 健 局  都 市 整 備 局
<p>2 重度身体障害者グループホームの運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 重度の身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適する居室その他の設備を利用させるとともに、介助員を配置するほか地域資源（ヘルパー等）を活用して地域生活を実現する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>13か所 定員78人</p>	<p>13か所 定員78人</p>	<p>継続して実施する。</p>		福 社 保 健 局
<p>3 グループホーム地域ネットワーク事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 地域のグループホーム同士がネットワークを構築し、職員の人材育成やグループホーム相互の連携強化等を進めることで、援助の質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>平成27年度 新規事業</p>	<p>1区（杉並区）にて実施</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	○	福 社 保 健 局
<p>4 日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 特別支援学校の卒業生等の利用希望に えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供する。</p> <p>①生活介護 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） ③就労移行支援 ④就労継続支援（A型・B型）</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等） 負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>定員42,740人 （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の合計） ※障害者支援施設における日中活動系サービスを含む。 ※児童福祉施設における生活介護等を除く。</p> <p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～平成26年度 6,939人 （重症心身障害児（者）通所分79人を含む。）</p>	<p>定員44,940人 （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の合計） ※障害者支援施設における日中活動系サービスを含む。 ※児童福祉施設における生活介護等を除く。</p> <p>「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成27年度 2,210人 （重症心身障害児（者）通所分38人を含む。）</p>	<p>「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成27年度～平成29年度 4,500人 （重症心身障害児（者）通所分130人を含む。）</p>	○	福 社 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>5 訪問系サービス（ホームヘルプサービス等）の充実</p> <p>①居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</p> <p>②重度訪問介護 重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。</p> <p>③同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。</p> <p>④行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。</p> <p>⑤重度障害者等包括支援 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>（平成27年3月利用分、区市町村報告による） 837,021時間 19,408人</p>	<p>（平成28年3月利用分、国保連データによる） 848,195時間 20,091人</p>	<p>各区市町村において必要と見込んだサービス量（※）を確保し、日常生活に必要なサービスを提供することにより障害者（児）の自立と社会参加を促進する。</p> <p>※平成29年度における月間のサービス量及び利用者数の見込み 990,517時間 22,926人</p>		福 祉 保 健 局
<p>6 短期入所事業（ショートステイ）の充実（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む）</p> <p>介護者の事情による場合など必要なときに、障害者（児）が短期間、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、短期入所事業（ショートステイ）の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p> <p>「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>定員876人 うち重症心身障害児（者） 定員104人</p> <p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成24年度～平成26年度 135人</p>	<p>定員921人 うち重症心身障害児（者） 定員104人</p> <p>「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成27年度 45人</p>	<p>「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進</p> <p>平成27年度～平成29年度 220人</p>	○	福 祉 保 健 局
<p>7 短期入所開設準備経費等補助事業</p> <p>障害者（児）の地域生活支援の更なる推進を図るため、賃貸物件を活用した短期入所の新設・増設に係る準備経費への補助を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>平成27年度 新規事業</p>	<p>8事業所（19人）</p>	<p>平成29年度までに短期入所の定員220人増加</p>	○	福 祉 保 健 局
<p>8 定期借地権の一時金に対する補助</p> <p>施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>7か所</p>	<p>9か所</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	○	福 祉 保 健 局
<p>9 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業</p> <p>障害者（児）の日中活動の場及び住まいの場等を確保するため、また、事業者の事業開始初期の経営の安定化を目的として、国有地又は民有地を借り受けて、障害者（児）施設の整備を行う事業者に対し、借地料の一部を補助する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>4か所</p>	<p>6か所</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	○	福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
10 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図る。  〔実施主体：東京都〕	6か所	8か所	事業の推進を図る。	○	福 祉 保 健 局
11 基幹相談支援センター体制整備促進 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置促進を図ることにより、地域での包括的な障害者相談支援体制を構築する。  〔実施主体：東京都〕	平成27年度新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センター体制整備運営マニュアルを作成</li> <li>・説明会及びマニュアル配布により区市町村に情報発信</li> </ul>	検討委員会において、実態調査を踏まえた地域における包括的な障害者相談支援体制に関する報告書を作成し、区市町村に情報発信する。		福 祉 保 健 局
12 相談支援従事者研修（東京都地域生活支援事業） 障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。  〔実施主体：東京都〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>①東京都 <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修 2回</li> <li>・現任研修 1回</li> </ul> </li> <li>②指定研修事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修 1回</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①東京都 <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修 2回</li> <li>・現任研修 1回</li> </ul> </li> <li>②指定研修事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修 4回</li> </ul> </li> </ul>	今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図る。		福 祉 保 健 局
13 精神障害者社会復帰支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 地域活動支援センターの機能に加えて、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する施設の運営を支援する。  （運営支援の対象） 旧「精神障害者地域生活支援センター」から地域活動支援センターⅠ型に移行した施設 相談支援事業を併せて実施しているか又は区市町村から相談支援事業の委託を受けていることを要件とする。  〔実施主体：区市町村〕	36区市で実施 ※Ⅰ型は47区市で設置	36区市で実施 ※Ⅰ型は47区市で設置	継続して実施する。		福 祉 保 健 局
14 東京都心身障害者福祉センターの運営 身体障害者・知的障害者の生活の質の向上と自立を促進するため、区市町村、サービス事業者、地域の支援機関等に対する専門的・技術的支援、障害福祉に従事する人材の養成、都民に対する広報、普及・啓発など、専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関を支援する。 また、高次脳機能障害など、広域的・専門的な対応が必要な障害に関する支援を行っていく。  〔実施主体：東京都〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村・関係機関等向け支援 40件</li> <li>・障害者総合支援法関連研修 7回開催</li> <li>・自立支援協議会セミナー（障害者福祉交流セミナー）の開催 421名参加</li> <li>・高次脳機能障害者電話相談 572件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村・関係機関等向け支援 25件</li> <li>・障害者総合支援法関連研修 7回開催</li> <li>・自立支援協議会セミナー（障害者福祉交流セミナー）の開催 407名参加</li> <li>・高次脳機能障害者電話相談 671件</li> </ul>	専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関への支援を行う。		福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>15 都立（総合）精神保健福祉センターの運営</p> <p>都における精神保健福祉の技術的中核機関として、区市町村や保健所等関係諸機関に対する技術指導・援助、教育研修、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談及び組織育成など、専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関を支援する。</p> <p>また、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行に必要な体制整備を行うコーディネーターを各センターに配置する。</p> <p>精神保健福祉センター （昭和41年度開設） 中部総合精神保健福祉センター （昭和60年度開設） 多摩総合精神保健福祉センター （平成4年度開設）</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談及び訪問指導件数 35,205件</li> <li>・技術指導・援助及び協力組織の育成 13,872件</li> <li>・教育・研修 73回 7,727人</li> <li>・普及活動 15,729件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談及び訪問指導件数 32,284件</li> <li>・技術指導・援助及び協力組織の育成 13,637件</li> <li>・教育・研修 82回 8,191人</li> <li>・普及活動 14,027件</li> </ul>	<p>専門的・広域的に区市町村や地域の支援機関への支援を行う。</p>		福 祉 保 健 局
<p>16 東京都自立支援協議会</p> <p>障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制を始めとする障害保健福祉に関する方策を協議する場として設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>5回開催（協議会形式4回、セミナー形式1回）</p>	<p>5回開催（協議会形式4回、セミナー形式1回）</p>	<p>継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局
<p>17 東京都発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業）</p> <p>発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>（対象） 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談支援・発達支援件数 3,175件</li> <li>②就労支援件数 477件</li> <li>③普及啓発講演会等 5回開催</li> <li>④連絡協議会 開催実績なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談支援・発達支援件数 2,917件</li> <li>②就労支援件数 409件</li> <li>③普及啓発講演会等 7回開催</li> <li>④連絡協議会 開催実績なし</li> </ul>	<p>継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>18 高次脳機能障害支援普及事業（東京都地域生活支援事業） 高次脳機能障害者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。 区市町村や関係機関の職員等への研修を実施し、地域における適切な支援の普及・啓発を図り、高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。</p> <p>（支援拠点） 東京都心身障害者福祉センター</p> <p>（事業内容） ①専門的相談支援 ②相談支援体制連携調整委員会の開催 ③普及啓発 ④専門的リハビリテーションの充実</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○新規相談件数 370件</p> <p>○相談支援体制連携調整委員会 2回開催</p> <p>○支援従事者向け研修会及び連絡会の開催</p> <p>○就労準備支援プログラムの実施</p> <p>○社会生活評価プログラムの実施</p> <p>○専門的リハビリテーションの充実事業を9圏域（区南部、区西南部、区東部、区西北部、西多摩、南多摩、北多摩南部、北多摩西部、北多摩北部）で実施</p>	<p>○新規相談件数 388件</p> <p>○相談支援体制連絡調整委員会 2回開催</p> <p>○支援従事者向け研修会及び連絡会の開催</p> <p>○就労純部支援プログラムの実施</p> <p>○社会生活評価プログラムの実施</p> <p>○専門的リハビリテーションの充実事業を島しょ二次保健医療圏を除く12圏域で実施</p>	事業の推進を図る。	○	福 祉 保 健 局
<p>19 障害児等療育支援事業（東京都地域生活支援事業） 在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。</p> <p>①在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。</p> <p>②在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。</p> <p>③施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>8施設 都立 3施設 民間 5施設</p>	<p>8施設 都立 3施設 民間 5施設</p>	継続して実施する。		福 祉 保 健 局
<p>20 保健所の機能の充実 身近なサービスを提供する市町村への支援や障害者や関係機関に対する相談支援の充実など、広域的・専門的・技術的拠点としての機能を充実する。</p> <p>（主な事業） ・障害者施設等の入所者等に対する受託健診 ・障害者等歯科保健推進対策事業 ・精神保健福祉相談・訪問指導の実施 ・精神障害者社会復帰促進事業（専門グループワーク） ・重症心身障害児（者）訪問事業の実施 ・在宅療養支援地域ケアネットワーク事業 ・地域の関係機関、障害者施設職員等を対象とした人材育成や普及啓発（研修・講演会等）</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>都保健所 6所 （平成27年4月1日現在）</p>	<p>都保健所 6所 （平成28年4月1日現在）</p>	各種事業、保健活動を通じて保健所の機能の充実を図る。		福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
21 夜間こころの電話相談事業 夜間に起こるこころ（精神）の状態悪化（孤独感、不安感、憂うつ、抑うつ等）に関する電話相談に対応できる体制（都内全域）を確保し、相談者のストレス（不安感等の症状）の解消や医療への受診を働きかけることによって、病状悪化や自殺の予防を図る。  〔実施主体：東京都〕	相談電話件数 15,537件	相談電話件数 17,552件	継続して実施する。		福 祉 保 健 局
22 障害者社会参加推進センター事業（東京都地域生活支援事業） 障害の有無にかかわらず、誰でもが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を促進するための障害者社会参加推進センターを設置する団体に対して補助を行う。  （センターの主な事業内容） ・社会参加推進協議会の設置 ・専門相談（法律相談、雇用相談） ・普及啓発  〔実施主体：東京都〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加推進協議会 2回</li> <li>・普及啓発：障害者週間イベント</li> <li>・相談 64件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加推進協議会 2回</li> <li>・普及啓発：障害者週間イベント</li> <li>・相談 91件</li> </ul>	継続して実施する。		福 祉 保 健 局
23 障害者IT支援総合基盤整備事業（東京都地域生活支援事業） 障害者に対するIT相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者IT支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資する。  ①ITに関する利用相談・情報提供 ②障害者IT支援者養成研修の実施  〔実施主体：東京都〕	①IT利用相談支援事業 相談件数 2,494件 HPアクセス数 17,127件  ②障害者IT支援者養成研修事業 〈集合型〉 基礎コース 21人 応用コース 18人 〈出張型〉 42人	①IT利用相談支援事業 相談件数 2,488件 HPアクセス数 15,340件  ②区市町村への技術支援のための講習会 〈集合型〉20人 〈出張型〉31人	事業の推進を図る。		福 祉 保 健 局
24 障害者虐待防止対策支援事業（東京都地域生活支援事業） 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施する。  〔実施主体：東京都〕	障害者虐待防止・権利擁護研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止センター担当職員コース 1回</li> <li>・障害者福祉施設等管理者コース 1回</li> <li>・障害者福祉施設等従事者コース 1回</li> </ul> ※何れも講義・演習を実施	障害者虐待防止・権利擁護研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止センター担当職員コース 1回</li> <li>・障害者福祉施設等管理者コース 1回</li> <li>・障害者福祉施設等従事者コース 1回</li> </ul> ※何れも講義・演習を実施	事業の推進を図る。		福 祉 保 健 局
25 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施 認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う。  ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理サービス ③書類等の預かりサービス  〔実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会〕	東京都社会福祉協議会から区市町村社会福祉協議会等に委託して実施（委託先：59団体）	東京都社会福祉協議会から区市町村社会福祉協議会等に委託して実施（委託先：59団体）	全区市町村で福祉サービスの利用援助が図られるよう、未実施である島しょの一部社会福祉協議会での取組を促す。		福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>26 福祉サービス総合支援事業 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の活用、苦情対応、権利擁護などの福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行う。</p> <p>①利用者サポート【必須事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情対応</li> <li>・権利擁護相談</li> <li>・成年後見制度利用相談</li> <li>・その他福祉サービス利用に関する専門的な相談</li> </ul> <p>②福祉サービス利用援助 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の対象拡大（要支援・要介護高齢者、身体障害者）</p> <p>③苦情対応機関等の設置【必須事業】 いずれか一方又は両方を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者性を有する機関の設置</li> <li>・弁護士等による専門相談の実施</li> </ul> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	49区市において実施済み	49区市において実施済み	全区市町村で実施できるよう、未実施である町村部での取組を促す。		福祉 保健局
<p>27 成年後見活用あんしん生活創造事業 認知症高齢者や知的障害者等が安心して生活することができるよう、区市町村に成年後見制度推進機関を設置し、その取組を支援する等により、成年後見制度の積極的な活用を促進する。</p> <p>（区市町村の取組）</p> <p>①成年後見制度推進機関の設置・運営 （後見人等のサポート、地域ネットワークの活用、運営委員会等の設置）</p> <p>②後見人等候補者の養成</p> <p>③区市町村の独自取組 （法人後見の実施、申立経費や後見報酬の助成等）</p> <p>（東京都の取組）</p> <p>①成年後見制度の普及・啓発</p> <p>②区市町村や推進機関からの相談への対応</p> <p>③区市町村や推進機関の職員を対象とした研修の実施</p> <p>④関係機関や推進機関の連絡会等の開催</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	48区市において、成年後見制度推進機関を設置した。	48区市において、成年後見制度推進機関を設置した。	全区市町村で福祉サービスの利用援助が図られるよう、未実施である島しょの一部社会福祉協議会での取組を促す。		福祉 保健局
<p>28 福祉サービス第三者評価の普及 中立的な第三者である評価機関が福祉サービス事業者のサービスや経営を評価し、結果を公表することで、事業者のサービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援することを目的として、平成15年度より実施している。</p> <p>都の福祉サービス第三者評価は、「利用者調査」と「事業評価」をあわせて実施し、評価結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」でインターネットを通じて広く公表している。</p> <p>東京都福祉サービス評価推進機構を設置し、評価機関の認証、評価者養成、共通評価項目の策定・改定、評価結果の公表、苦情対応、評価制度の普及啓発を行っている。</p> <p>〔実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象サービス数 55 うち障害福祉サービス 25</li> <li>・受審 2,891件 うち障害福祉サービス 事業所の受審 565件</li> <li>・障害児入所支援については、児童福祉法等の改正に伴い、新体系の評価項目策定を実施（平成27年度から新評価項目による評価開始）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象サービス数 55 うち障害福祉サービス 25</li> <li>・受審 2,990件 うち障害福祉サービス 事業所の受審 500件</li> <li>・宿泊型自立訓練、共同生活援助について、評価項目策定を実施（平成28年度から評価開始）</li> </ul>	法制度改正等に対応し、障害者及び障害児サービスの評価項目の策定及び改定を行っていく。		福祉 保健局



事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>29 指導検査における区市町村との連携 障害福祉サービス事業者等の指導に従事する区市町村の職員に対し、指導検査に関する情報・ノウハウを提供し、業務の理解を深めることを目的として、平成20年度から「指導検査支援研修会」を実施している。</p> <p>また、東京都と区市町村との情報交換及び実務に関する連絡調整を定期的に行い、東京都全体の指導検査体制の充実を図ることを目的として、平成22年度に「障害福祉サービス指導検査連絡会」を設置し、毎年2回程度開催している。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>区市町村障害者総合支援法 指導検査支援研修会 2回実施 延べ104名参加</p> <p>障害福祉サービス指導検査 連絡会 3回実施</p>	<p>区市町村障害者総合支援法 指導検査支援研修会 2回実施 延べ102名参加</p> <p>障害福祉サービス指導検査 連絡会 3回実施</p>	<p>習熟度別の研修の実施や 連絡会の活性化等、事業の 推進を図る。</p>		福 社 保 健 局
<p>30 聴覚障害者への情報支援のための人材 養成（東京都地域生活支援事業） 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記の指導を行うことにより要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。 ○中途失聴・難聴者コミュニケーション事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>（修了者数） 要約筆記者 19名</p>	<p>（修了者数） 要約筆記者 23名</p>	<p>継続して実施する。</p>		福 社 保 健 局
<p>31 手話のできる都民育成事業（東京都地域生活支援事業） 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口のすそ野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資する。</p> <p>①手話のできる都民育成事業 （1）普及啓発 （2）手話通訳者養成事業 ②外国語手話普及促進事業</p> <p>〔実施主体：①東京都、②民間団体〕</p>	<p>①手話のできる都民育成事業 （1）普及啓発 普及啓発冊子の作成・配布 （2）手話通訳者養成事業 （修了者数） 手話通訳者 226名 ②外国語手話普及促進事業 助成対象講習修了者 110名</p>	<p>①手話のできる都民育成事業 （1）普及啓発 普及啓発イベントの実施 普及啓発冊子の作成・配布 （2）手話通訳者養成事業 （修了者数） 手話通訳者 385名 ②外国語手話普及促進事業 助成対象講習修了者 110名</p>	<p>継続して実施する。</p>	○	福 社 保 健 局
<p>32 中等度難聴児発達支援事業 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>実施区市町村 39区市</p>	<p>実施区市町村 45区市</p>	<p>継続して実施する。</p>		福 社 保 健 局
<p>33 聴覚障害者意思疎通支援事業（東京都地域生活支援事業） 意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行える環境を整えとともに、障害者団体等の行事における情報保障を支援することで、自立と社会参加を促進し、聴覚障害者の福祉の増進に資する。</p> <p>①意思疎通支援者の派遣に係る広域的連絡調整 ②障害者団体等が主催又は共催する広域型行事への意思疎通支援者の派遣</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>意思疎通支援に係る広域的 連絡調整 660件</p> <p>広域型行事への意思疎通支 援者の派遣 70件</p>	<p>意思疎通支援に係る広域的 連絡調整 795件</p> <p>広域型行事への意思疎通支 援者の派遣 96件</p>	<p>継続して実施する。</p>		福 社 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>34 盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。</p> <p>※盲ろう者とは、視覚障害と聴覚障害とが重複してある重度の障害者（児）</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通訳・介助者派遣事業 派遣件数 10,215件 派遣時間 41,739時間</li> <li>通訳・介助者養成研修事業 受講者数 38人 修了者数 34人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通訳・介助者派遣事業 派遣件数 10,357件 派遣時間 45,675時間</li> <li>通訳・介助者養成研修事業 受講者数 38人 修了者数 35人</li> </ul>	継続して実施する。		福 社 保 健 局
<p>35 盲ろう者支援センター事業（東京都地域生活支援事業） 盲ろう者からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営する事業に対し、補助を行う。</p> <p>（センターにおける事業内容）</p> <p>①訓練事業 ②専門人材養成事業 ③総合相談支援事業 ④盲ろう者社会参加促進事業</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①訓練事業 実施回数 201回 対象者数 26人</p> <p>②専門人材養成事業 養成講習会 4科目 13回 修了者 計63人</p> <p>③総合相談支援事業 相談件数 609件</p> <p>④社会参加促進事業 交流会 計33回 参加者 計1,234人</p> <p>学習会 計74回 参加者 計1,401人</p>	<p>①訓練事業 実施回数 181回 対象者数 31人</p> <p>②専門人材養成事業 養成講習会 4科目 10回 修了者 計49人</p> <p>③総合相談支援事業 相談件数 751件</p> <p>④社会参加促進事業 交流会 計33回 参加者 計1,366人</p> <p>学習会 計76回 参加者 計1,393人</p>	事業の推進を図る。		福 社 保 健 局
<p>36 視覚障害者ガイドセンターの運営（東京都地域生活支援事業） 重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>都外から 251回 都外へ 0回</p>	<p>都外から 260回 都外へ 4回</p>	継続して実施する。		福 社 保 健 局
<p>37 点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（東京都地域生活支援事業） 点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図る。</p> <p>（内容） 点訳奉仕員指導者養成 朗読奉仕員指導者養成 専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ） 修了者研修会</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>修了者 33名</p>	<p>修了者 33名</p>	継続して実施する。		福 社 保 健 局
<p>38 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（東京都地域生活支援事業） 音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>12名</p>	<p>12名</p>	継続して実施する。		福 社 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>39 身体障害者補助犬給付事業（東京都地域生活支援事業） 身体障害者に対して身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。</p> <p>（対象者） ①都内に居住する（おおむね1年以上）満18歳以上の在宅の身体障害者 盲導犬…視覚障害1級 介助犬…肢体不自由1・2級 聴導犬…聴覚障害2級 ②所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること ③社会活動への参加に効果があると認められること 他</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>盲導犬 6頭 介助犬 1頭 聴導犬 1頭</p>	<p>盲導犬 9頭 介助犬 1頭 聴導犬 -</p>	<p>継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局
<p>40 地域生活定着促進事業 高齢であり又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対して、地域生活定着支援センターを設置し、退所後直ちに福祉サービスへとつなぎ、社会復帰を支援する。 センターは、保護観察所からの依頼に基づき、対象者が退所後に必要な福祉サービス等のニーズを入所中から把握し、受入施設等の確保や福祉サービス等の申請支援を行うコーディネーター業務、受入施設等に対するフォローアップ業務、相談支援業務等を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>コーディネーター開始数 139人</p>	<p>コーディネーター開始数 145人</p>	<p>事業対象者が、矯正施設退所後、適切な場で必要な支援が受けられるよう、保護観察所、矯正施設、区市町村等関係機関と連携し、事業の円滑な実施を図る。</p>		福 祉 保 健 局
<p>41 地域生活支援型入所施設の整備 入所施設による支援が真に必要な障害者の利用を確保するとともに、入所者の地域生活への移行を促進するため、地域生活支援型入所施設を整備する。 また、既存施設についても地域生活支援型入所施設への転換を進める。</p> <p>（「地域生活支援型入所施設」の要件） 居室は全室個室又はユニット（小規模生活単位）型であることのほか、以下の条件を1つ以上満たすこと。 ①施設外に日中活動の場を確保すること。 ②日中活動の場として自立訓練又は就労移行支援を併設すること。 ③地域の障害者に対する24時間相談を実施すること。 ④ショートステイを併設すること。 ⑤グループホーム整備、バックアップに関する計画を有していること。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>3か所（95名）</p> <p>&lt;参考&gt; （平成27年4月1日現在） 障害者支援施設（旧身体障害者更生施設から移行したものを除く。） 定員7,411人 （都内4,321人） （都外3,090人）</p>	<p>1か所（40名）</p> <p>&lt;参考&gt; （平成28年4月1日現在） 障害者支援施設（旧身体障害者更生施設から移行したものを除く。） 定員7,446人 （都内4,359人） （都外3,087人）</p>	<p>「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 平成27年度～平成29年度 3か所 （未設置地域において障害者支援施設を整備する。）</p>	○	福 祉 保 健 局
<p>42 地域移行促進コーディネーター事業 入所施設等に地域移行促進コーディネーターを配置し、都内施設と都外施設相互間の連携を図りながら、地域移行に向けた課題の解決に取り組むとともに、区市町村や相談支援事業所との連携体制を構築することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>地域移行促進コーディネーターを10か所に配置（平成27年度から事業内容を一部変更）</p>	<p>・ピアサポート活動利用者数 156人 ・GH体験実習等利用者数 155人 ・事業を通じて、利用者又は保護者が地域移行を希望するようになった数 130人</p> <p>（平成25年10月からの累計）</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	○	福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>43 障害者地域生活移行・定着化支援事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) 地域生活への移行を希望する重度の入所施設利用者等が、希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、グループホームへの移行後の相談援助等について支援を行うとともに、地域で暮らす障害者及びその家族が将来にわたって地域で暮らし続けるイメージを持つことを目的とした普及啓発等を行うことにより、潜在的な入所待機者の解消を図る。 また、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行を促進するとともに、相談支援事業所の機能強化を図る。</p> <p>(事業内容) ①地域移行した利用者の個別支援事業 ②区市町村支援事業 ③都外施設利用者地域移行促進事業</p> <p>[実施主体：区市町村]</p>	<p>①地域移行した利用者の個別支援事業 15区市で実施</p> <p>②区市町村支援事業 4区市で実施</p> <p>③都外施設利用者地域移行促進事業 平成27年度新規事業</p> <p>(平成26年度交付決定ベース)</p>	<p>①地域移行した利用者の個別支援事業 6区市で実施</p> <p>②区市町村支援事業 2区で実施</p> <p>③都外施設利用者地域移行促進事業 1区で実施</p> <p>(平成27年度交付決定ベース)</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	<p>○</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>44 精神障害者地域移行体制整備支援事業 (東京都地域生活支援事業) いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者が円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進により、精神障害者が望む地域生活の実現を図り、もって精神障害者の福祉の向上を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>○地域移行促進事業 個別相談数 348人 協力病院 63病院</p> <p>○グループホーム活用型 ショートステイ事業 利用者数 87人 利用日数 1,068日</p> <p>○地域生活移行支援会議(圏域別会議含む) 16回実施</p> <p>○人材育成 基礎研修 専門研修(病院実習・地域実習) 訪問看護師の育成</p>	<p>○地域移行促進事業 個別相談数 331人 協力病院 63病院</p> <p>○グループホーム活用型 ショートステイ事業 利用者数 76人 利用日数 763日</p> <p>○地域生活移行支援会議(圏域別会議含む) 10回実施</p> <p>○人材育成 基礎研修 専門研修(病院実習・地域実習) 訪問看護師の育成</p>	<p>区市町村、保健所等、関係機関と連携しながら、精神障害者の地域生活移行を計画的に推進する。</p>	<p>○</p>	<p>福 祉 保 健 局</p>
<p>45 被保護精神障害者地域生活移行・定着支援普及推進事業 区市等が実施する、被保護者に対する退院促進事業及び健康管理支援事業について以下の支援を実施する。</p> <p>①相談支援 事業実施・体制整備・支援方法・関係機関及び社会資源との連携等に関する相談事項に対し、必要な助言・情報提供等を行う。</p> <p>②普及啓発 退院促進事業及び健康管理支援事業に関係する職員等への研修、情報交換会、情報提供等を実施する。</p> <p>③調査研究 区市等の事業実施の参考資料として都内の退院促進事業及び健康管理支援事業に関する実態調査、手引き及びモデルプログラム等を作成し、区市等に対して情報提供及び普及推進を行う。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>平成27年度 新規事業</p>	<p>・相談支援 244件 ・専門支援員連絡会議 7回 (延135人参加) ・研修実施 4回(延353人参加)</p>	<p>精神障害者である被保護者の地域生活移行、定着、居宅安定化を全都的に推進し、被保護者の自立促進を図る。</p>		<p>福 祉 保 健 局</p>

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>46 精神障害者早期退院支援事業 (目的) 医療保護入院者へ地域援助事業者を紹介し、本人や家族等の相談支援を行うほか、地域援助事業者の出席する退院支援委員会など、地域援助事業者との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対する支援を行う。</p> <p>(補助対象) ①地域援助事業者が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議へ出席した際の事前調整経費等 ②退院支援のための会議に地域援助事業者を出席させた医療機関への事務費補助</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>①9件（5病院） ②9件（5病院）</p>	<p>①254件（19病院） ②146件（19病院）</p>	<p>①平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とする ②平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする ③平成29年6月末時点の在院者数を平成24年6月末時点の長期入院者数から18%以上減少する</p>		福 祉 保 健 局
<p>47 精神保健福祉士配置促進事業 医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画の作成、退院支援委員会の開催など、医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行う。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>・研修会を実施 1回46病院（47人）参加</p>	<p>・人件費補助 25病院</p>	<p>①平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とする ②平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする ③平成29年6月末時点の在院者数を平成24年6月末時点の長期入院者数から18%以上減少する</p>		福 祉 保 健 局
<p>48 障害者向け都営住宅の供給 都営住宅の建替えなどにより、障害者等にも住みやすいバリアフリー住宅のストック形成に努めるとともに、住宅に困窮する車いす使用者が、地域社会の中で安全・快適な生活が送れるよう、都営住宅の建替事業の中で車いす使用者向け住宅を供給する。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<p>1,036戸</p>	<p>1,036戸</p>	<p>建替事業において、従前居住者に車いす使用者がいる場合については、地元区市と協議した上で、必要に応じ車いす使用者向け住宅を建設している。</p>		都 市 整 備 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>49 都営住宅への入居支援</p> <p>①入居収入基準の緩和(平成10年度から) 障害者等の都営住宅への入居機会を拡大 するため、一般世帯より高い収入基準を適 用する。 一般世帯 収入分位25% 障害者等世帯 収入分位40%</p> <p>②優先入居 家族向け募集において、優遇抽選や住宅 困窮度に応じたポイント方式により、障害 者世帯が都営住宅に優先的に入居できるよ うにする。 ア 優遇抽選(昭和54年度から) 障害の程度に応じて、甲優遇(5倍優遇) 又は乙優遇(7倍優遇)を適用 イ ポイント方式(昭和48年度から) 住宅困窮度を点数化し、高いものから順 に入居</p> <p>③単身入居(身体障害者は昭和55年度、精神 障害者・知的障害者は平成17年度から) 身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健 福祉手帳3級以上、愛の手帳4度以上の障害 者は、単身で都営住宅に入居することがで きる。</p> <p>④特別減額(昭和51年度から) 一定所得以下の障害者世帯の使用料を減 額する。 〔実施主体：東京都〕</p>	<p>募集状況</p> <p>○抽選方式 家族向優遇抽選 (5、11月実施) 単身者向 (8、2月実施) 単身者用車いす使用者向 (8、2月実施)</p> <p>○ポイント方式 家族向 (8、2月実施) 車いす使用者家族向 (8、2月実施)</p>	<p>募集状況</p> <p>○抽選方式 家族向優遇抽選 (5、11月実施) 単身者向 (8、2月実施) 単身者用車いす使用者向 (8、2月実施)</p> <p>○ポイント方式 家族向 (8、2月実施) 車いす使用者家族向 (8、2月実施)</p>	<p>障害者の居住の安定を図 るため、都営住宅への入居 に際しての配慮や家賃負担 の軽減を行う。</p>		都 市 整備局
<p>50 区市町村における障害者等向け公営住 宅の供給助成 地域における継続居住を支援するため、 区市町村による高齢者及び障害者向けの公 営住宅の整備を支援する。  (補助対象) 建設費等補助  〔助成実施主体：東京都、供給実施主体： 区市町村〕</p>	7,565戸	7,746戸	引き続き適正に整備され るよう区市町村を支援す る。		都 市 整備局
<p>51 都営住宅の障害者向け設備改善 既存の都営住宅に入居している高齢者、 障害者がいる世帯に対して、必要に応じて 住戸内の手すりの設置や和式トイレの洋式 化などの住宅設備改善を行う。  〔実施主体：東京都〕</p>	<p>高齢者向改善 平成26年度 5,067戸 (累計) 93,494戸</p> <p>障害者向改善 平成26年度 445戸 (累計) 19,015戸</p>	<p>高齢者向改善 平成27年度 4,444戸 (累計) 97,938戸</p> <p>障害者向改善 平成27年度 420戸 (累計) 19,435戸</p>	継続して事業を推進す る。		都 市 整備局
<p>52 あんしん居住制度 賃貸住宅・持ち家を問わずどなたでも、 東京都(島しょは除く。)にお住まい、あ るいはこれからお住まいになる高齢者や障 害者等とその家族、家主などが安心して居 住・賃貸できるよう、利用者の費用負担に よる、見守りサービスの実施、死亡した場 合の葬儀や残存家財の片づけを行う。  〔公益財団法人東京都防災・建築まちづく りセンターの自主事業として実施〕</p>	133件 (累計904件)	128件 (累計1,032件)	本制度の周知を図り、高 齢者・障害者等の居住の安 定を確保する。		都 市 整備局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>53 居住支援協議会</p> <p>地域に身近な基礎的自治体である区市町村が、関係団体等とともに居住支援協議会を設立し、高齢者や障害者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る具体的な取組を円滑に実施できるよう、東京都居住支援協議会（平成26年6月設立）は、広域的な立場から、区市町村における協議会の設立促進・活動支援や都民への幅広い啓発活動などを行う。</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内3区で居住支援協議会を設立済</li> <li>・総会1回、幹事会3回実施</li> <li>・セミナー3回実施（区市町村職員向け、NPO等居住支援団体及び都民全般向け、家主・不動産管理業者等向け）</li> <li>・全国の居住支援協議会等の活動事例調査</li> <li>・パンフレットの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内3区2市で居住支援協議会を設立済</li> <li>・総会1回、幹事会3回実施</li> <li>・セミナー2回実施（区市町村職員向け、NPO等居住支援団体・不動産管理業者等向け）</li> <li>・パンフレットの作成</li> </ul>	<p>区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、活動の支援を行う。</p>	○	都市整備局
<p>54 障害者単身生活サポート事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）</p> <p>グループホームから一般住宅等への入居を希望している障害者に対して、区市町村が以下の事業を実施することにより、地域における障害者の単身生活を支援した場合に、その経費の一部を補助する。</p> <p>（事業内容）</p> <p>①障害者単身生活サポートセンター助成 24時間体制での相談・助言や必要な調整を実施</p> <p>②単身生活移行・定着支援助成 単身生活移行・定着のために必要な直接支援を実施</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>①5区市で実施</p> <p>②平成27年度新規事業</p>	<p>4区市で実施</p>	<p>事業の推進を図る。</p>		福祉保健局
<p>55 民生・児童委員による地域生活の見守り</p> <p>障害者が地域社会において自立した生活を送ることを支援するため、民生・児童委員がその生活を見守り、必要に応じて相談、情報提供等を行う。</p>	<p>都内の民生・児童委員定数 10,714人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員 9,894人</li> <li>・主任児童委員 820人</li> </ul> <p>民生・児童委員による障害者相談・支援件数（平成26年度） 9,998件</p>	<p>都内の民生・児童委員定数 10,263人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員 9,485人</li> <li>・主任児童委員 778人</li> </ul> <p>民生・児童委員による障害者相談・支援件数（平成27年度） 8,621件（八王子市除く）</p>	<p>障害及び障害者について民生・児童委員の理解を深め、相談支援体制の充実を図る。</p>		福祉保健局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>56 地域における精神科医療提供体制の整備 精神疾患の発症後、早期に発見・対応し、患者が身近な地域で症状に応じた適切な治療が受けられる体制を構築するとともに、精神障害者の安定した地域生活の継続を支援する。</p> <p>①精神科医療地域連携事業 (平成24年度は「精神科医療地域連携モデル事業」として実施) 協力医療機関の確保や医療連携を促進するためのツールの開発等を行い、精神科医療における地域連携体制の整備を図る。</p> <p>②アウトリーチ支援事業 医療中断等により、安定した地域生活が難しい精神障害者に区市町村等と連携し、アウトリーチ支援を実施する。</p> <p>③民間事業者活用型短期宿泊モデル事業 在宅の精神障害者に対して、症状が悪化する前にタイミングよく適切な医療的ケア等を提供できるよう、総合精神保健福祉センターで実施している短期宿泊事業について、将来的に民間等で実施することが可能となるような仕組みを検証する。</p> <p>④精神疾患早期発見・早期対応推進事業 精神疾患患者を早期に適切な支援につなげるよう、地域の内科等の医師に対し、精神疾患に関する知識や法制度等についての研修を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①6圏域で実施（区東北部、区西北部、区西南部、南多摩、北多摩南部及び西多摩）</p> <p>②都立（総合）精神保健福祉センターで実施 217人</p> <p>③民間事業者2法人で実施 延べ120人</p> <p>④4地区医師会で実施 （延べ34地区医師会）</p>	<p>①9圏域で実施（区東北部、区西北部、区西南部、区南部、南多摩、北多摩南部、西多摩、北多摩西部及び北多摩北部）</p> <p>②都立（総合）精神保健福祉センターで実施 169人</p> <p>③民間事業者2法人で実施 延べ86人</p> <p>④12地区医師会で実施 （延べ46地区医師会）</p>	<p>・身近な地域において、必要な時に適切な精神科医療を受けられることができる地域精神科医療体制を構築する。</p> <p>・区市町村等、より身近な地域へのアウトリーチ支援の普及などにより、精神障害者の地域生活支援体制の構築を図るとともに、精神障害者の地域における自立した生活を実現する。</p>	<p>○（③を除く）</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>57 精神科救急医療体制の整備 夜間及び休日における精神科救急（合併症を除く）として、都内4ブロックにそれぞれ都立病院等（墨東・豊島・松沢・多摩総合医療センター）を指定し、疾病の急発及び急変のための医療体制を確保する。 あわせて、民間医療機関等の協力を得て、精神科初期、二次（救急身体合併症を含む）救急医療体制を確保するとともに、精神科救急医療情報センターを設置し、精神科救急患者のトリアージ及び医療機関との連絡調整を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>緊急入院 1,247件</p>	<p>緊急入院 1,342件</p>	<p>夜間・休日等に発生する急性期患者が、症状に応じて速やかに医療を受けられるようにするため、夜間・休日の救急医療体制を整備する。</p>		<p>福祉保健局</p>
<p>58 精神科身体合併症医療体制の整備 都内の精神科病院に入院中の重度の精神科患者で、かつ重度の合併症を併発したものに対して、精神科身体合併症医療事業を実施することにより、適正な医療を確保する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>転院数 669件</p>	<p>転院数 730件</p>	<p>継続して実施する。</p>		<p>福祉保健局</p>
<p>59 地域精神科身体合併症救急連携事業 一般救急との円滑な連携を構築し、精神科身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるよう、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師等を配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置し、拠点医療機関を核とした、地域における精神科医療機関の相談、受入体制の整備を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>2圏域 （モデル事業実施）</p>	<p>5圏域 【1ブロック（3圏域）＋2圏域】 （本格実施）</p>	<p>一般救急との連携を強化し、精神科身体合併症救急医療体制の整備を図る。</p>		<p>福祉保健局</p>



事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>60 老人性認知症専門病棟運営費補助事業 認知症高齢者に対して専門的に治療を行う精神科病棟を有する都内の民間精神科病院に対し、運営費の一部を補助することにより、都内における認知症高齢者に対する適切な医療を確保する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>病院数 7か所 病床数 350床</p>	<p>病院数 7か所 病床数 350床</p>	<p>継続して実施する。</p>		<p>福 社 保 健 局</p>
<p>61 都立病院における精神科医療の提供</p> <p>①松沢病院の運営 松沢病院において、他施設と密接に連携することで、我が国の精神科医療をリードするとともに、都全体の精神科医療の質の向上や精神保健福祉サービスの充実を一層推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神科急性期医療、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、認知症医療等のセンター的機能のほか、精神科特殊医療（依存症、医療観察法等）、精神障害者歯科医療、精神科リハビリテーション医療に取り組む。</li> <li>長期入院患者の転・退院支援や新入院患者の退院支援等、患者の社会復帰に積極的に取り組む。</li> </ul> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>入院 770.3人/日 外来 427.4人/日</p>	<p>入院 741.8人/日 外来 428.9人/日</p>	<p>精神科医療の拠点としての役割を果たしていく。</p>		<p>病 院 経 営 本 部</p>
<p>②小児総合医療センターの運営 小児総合医療センターにおいて、関係機関と連携しながら、都における小児医療の拠点として総合的で高度・専門的な医療を提供していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小児精神科医療では、自閉症などの広汎性発達障害、ADHD、LD、統合失調症、適応障害など、様々な障害をもつ幼児期から思春期までの患者に対応する。</li> <li>「こころ」と「からだ」を総合した医療を提供し、神経症や心身症、摂食障害などに取り組む。</li> </ul> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>入院 140.9人/日 外来 132.6人/日</p>	<p>入院 151.4人/日 外来 127.8人/日</p>	<p>小児医療の拠点としての役割を果たしていく。</p>		
<p>③大塚病院における小児精神科外来の運営 大塚病院において、小児総合医療センターとの密接な連携の下、外来診療及びデイケアを行う小児精神科外来を運営していく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>初診患者数 503人</p> <p>ショートケア（就学前児童）利用者数 683人</p> <p>学童グループ（小学生）利用者数 723人</p>	<p>初診患者数 511人</p> <p>ショートケア（就学前児童）利用者数 642人</p> <p>学童グループ（小学生）利用者数 749人</p>	<p>区部における小児精神科外来の機能を果たしていく。</p>		

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>62 子供の心診療支援拠点病院事業 都立小児総合医療センターを拠点病院として、都内関係機関への医学的支援に加えて、様々な子供の心に対応する地域の関係機関への専門支援や、都民への普及啓発を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○子供の心の診療連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児精神科治療連絡会 3回実施 延73名参加</li> <li>・関係機関との定期連絡会 1回実施 都内全11児相参加</li> </ul> <p>○子供の心の診療関係者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関向けセミナー 2回実施 延722名参加</li> <li>・医療従事者向け講座 8回実施 延853名参加</li> <li>・教員等向け講座 延191名参加</li> <li>・保育機関向け講座 延1198名参加</li> <li>・包括的暴力防止プログラム講座 延168名参加</li> <li>・看護実習 講義及び実習30名参加</li> <li>・養護施設等職員向け講座 55名参加</li> </ul> <p>○普及啓発・情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都民向けシンポジウム 498名参加</li> <li>・ホームページによる情報提供</li> <li>・リーフレットの作成・配布</li> </ul>	<p>○子供の心の診療連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・医療関係者との連携強化（講演及び症例検討等の実施） 4回実施 延419名参加</li> <li>・福祉関係機関との定期連絡会 1回実施 都内全11児相参加</li> </ul> <p>○子供の心の診療関係者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関向けセミナー 2回実施 延374名参加</li> <li>・医療従事者向け講座 3回実施 延551名参加</li> <li>・保育・教育関係者向け講座 延880名参加</li> <li>・包括的暴力防止プログラム講座 延177名参加</li> <li>・看護実習 講義及び実習15名参加</li> <li>・養護施設等職員向け講座 48名参加</li> <li>・訪問サポート 30施設訪問</li> <li>・巡回連続研修 集合研修 4回 150名参加</li> </ul> <p>○普及啓発・情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都民向けシンポジウム 219名参加</li> <li>・ホームページによる情報提供</li> <li>・リーフレットの作成・配布</li> <li>・発達障害等療育支援テキストの作成</li> </ul>	<p>継続して実施する。</p>		<p>福 社 保 健 局  病 院 経 本 部 営 部</p>

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>63 重症心身障害児在宅療育支援事業 在宅重症心身障害児（者）の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児（者）の支援の充実を図る。</p> <p>①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置（継続）</p> <p>②在宅重症心身障害児（者）訪問事業 訪問看護 延10,753件 訪問健康診査 8件</p> <p>③在宅療育相談事業 在宅移行支援 延1,999件 家庭訪問相談 延115件 病院、関係機関連絡 延434件</p> <p>④訪問看護師等育成研修事業 基礎編 2日間×1回 参加実数 100人 在宅移行編 1回 参加実数 78人 レベルアップ編 0.5日×4回 参加実数 210人 訪問実習受講者数 34人</p> <p>⑤在宅療育支援地域連携会議 区部5回 多摩地区7回</p>	<p>①重症心身障害児在宅療育支援センターの設置（継続）</p> <p>②在宅重症心身障害児（者）訪問事業 訪問看護 延11,270件 訪問健康診査 19件</p> <p>③在宅療育相談事業 在宅移行支援 延2,466件 家庭訪問相談 延210件 病院、関係機関連絡 延341件</p> <p>④訪問看護師等育成研修事業 基礎編 2日間×1回 参加実数 97人 在宅移行編 1回 参加実数 94人 レベルアップ編 0.5日×4回 参加実数 206人 訪問実習受講者数 56人</p> <p>⑤在宅療育支援地域連携会議 区部5回 多摩地区7回</p>	<p>継続して実施する。</p>	○	福 社 保 健 局
<p>64 重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業 医療的ケアの必要な在宅の重症心身障害児（者）が、住み慣れた地域において、在宅サービスを受けながら安心して生活できるよう、診療に携わる医療機関の連携強化を図るとともに、重症心身障害児（者）への理解を深める取組を行うことにより、在宅の重症心身障害児（者）を診療する、かかりつけ医を増やしていくことを目指す。 （平成25年度から27年度までの実施）</p> <p>・療育連携会議（連絡会、研修会） ・情報発信（ニュースレター発行、かかりつけ医名簿・診療マニュアル作成）等</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>社会福祉法人に委託し、23区と多摩地区各1か所の地域で療育施設を拠点としてモデル的に実施</p>	<p>社会福祉法人に委託し、23区と多摩地区各1か所の地域で療育施設を拠点としてモデル的に実施</p>	<p>重症心身障害児（者）が安心して在宅生活を送ることができるよう、着実に事業を実施する。 （平成25年度から27年度までの3年間のモデル事業）</p>	○	福 社 保 健 局
<p>65 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）の健康の保持とその家庭の福祉の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>4区で実施</p>	<p>9区で実施</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	○	福 社 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
66 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置） ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。  〔実施主体：東京都〕	7施設 受入延べ人数 8,790人	7施設 受入延べ人数 9,310人	超重症児（者）・準超重症児（者）の受入れの促進を図る。	○	福 祉 保 健 局
67 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） 民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。  〔実施主体：東京都〕	7施設 受入延べ人数 16,132人	7施設 受入延べ人数 16,753人	超重症児（者）・準超重症児（者）の受入れの促進を図る。	○	福 祉 保 健 局
68 重症心身障害児（者）通所運営費補助事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。  〔実施主体：区市町村〕	40施設 定員 552名 延べ利用日数 85,124日	44施設 定員 590名 延べ利用日数 89,816日	事業の推進を図る。		福 祉 保 健 局
69 重症心身障害児施設における看護師確保対策事業 医療型障害児入所施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。  〔実施主体：東京都〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロナース研修 第3期生 36名修了（延べ113名修了）</li> <li>・認定看護師 5名認定（延べ11名認定）</li> <li>・基礎講座 4回実施（延べ100名受講）</li> <li>・看護専門学校における講座・説明会 3校で実施（延べ260名受講）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロナース研修 第4期生 25名受講中（平成29年2月修了予定）（延べ113名修了）</li> <li>・認定看護師 1名認定（延べ12名認定）</li> <li>・基礎講座 4回実施（延べ78名受講）</li> <li>・看護専門学校における講座・説明会 11校で実施（延べ652名受講）</li> </ul>	医療型障害児入所施設等で働く看護師の確保・定着を通じて、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。	○	福 祉 保 健 局
70 府中療育センターの改築 老朽化している府中療育センターの全面改築に向けた各種調査・設計等を行う。  〔実施主体：東京都〕	基本設計完了 実施設計に着手	埋蔵文化財発掘調査に着手 実施設計の推進	改築計画の着実な推進を図る。	○	福 祉 保 健 局
71 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 区市町村の発達障害児（者）に対する取組を支援することにより、発達障害者支援体制の整備を推進する。  （事業内容） ①早期発見・早期支援のための支援システムの構築 ②成人への支援の取組  〔実施主体：区市町村〕	①35区市で実施 ②9区市で実施	①34区市で実施 ②10区市で実施	①49区市町村での事業実施を図る。 ②49区市町村での事業実施を図る。	○	福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>72 発達障害者支援体制整備推進事業（東京都地域生活支援事業） 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、もって発達障害児（者）の福祉の増進を図る。</p> <p>（事業内容） ①発達障害者支援体制整備推進委員会の設置 ②専門的人材育成</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①発達障害者支援体制整備推進委員会の設置 ・委員会 2回開催 ・シンポジウム 1回開催</p> <p>②専門的人材育成 ・相談支援研修 14回開催 ・医療従事者向け講習会 6回開催</p>	<p>①発達障害者支援体制整備推進委員会の設置 ・委員会 2回開催 ・シンポジウム 1回開催</p> <p>②専門的人材育成 ・相談支援研修 14回開催 ・医療従事者向け講習会 6回開催</p>	事業の推進を図る。	○	福 社 保 健 局
<p>73 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業（東京都地域生活支援事業） 区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援を実施するとともに、関係機関等との連携を図り、区市町村における高次脳機能障害者への支援の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	32区市町で実施	34区市町で実施	40区市町村での事業実施を図る。		福 社 保 健 局
<p>74 高次脳機能障害者緊急相談支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 心身障害者福祉センターのノウハウを活用し、区市町村の相談支援事業の充実につなげるため、相談・研修経費等の支援を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	4区市で実施	4区市で実施	地域における相談支援事業の充実を図る。		福 社 保 健 局
<p>75 難病相談・支援センターの運営 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	療養相談 4,285件	療養相談 3,335件	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福 社 保 健 局
<p>76 難病医療ネットワークの構築 在宅で療養生活を送る神経難病等重症の難病患者が、より安心して地域生活できるよう、専門的医療を提供する拠点病院等を整備し、入院から在宅療養までの一貫した医療提供体制と保健・医療・福祉のネットワークを構築する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<神経難病医療ネットワーク> 拠点病院 30病院 協力病院 56病院	<神経難病医療ネットワーク> 拠点病院 30病院 協力病院 59病院	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福 社 保 健 局
<p>77 在宅難病患者一時入院事業 在宅難病患者が家族等の介護者の疾病・事故等により、一時的に介護を受けられなくなった場合に入院できる体制を整え、安定した療養生活の確保を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	確保病床 18床 利用実績 243人	確保病床 20床 利用実績 247人	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福 社 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>78 難病患者療養支援事業 医療面、生活面等に様々な不安や悩みを抱えている在宅難病患者及びその家族に対し、保健師等による相談・指導を行い、患者・家族の療養環境の整備・改善を図る。</p> <p>①在宅療養支援地域ケアネットワーク ②在宅療養相談指導</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>地域ケアネットワーク会議 85回</p> <p>訪問相談・指導 2,298回</p>	<p>地域ケアネットワーク会議 75回</p> <p>訪問相談・指導 2,145回</p>	<p>国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局
<p>79 在宅難病患者訪問診療 寝たきり等により受療の困難な在宅難病患者に対し、地域における適切な医療を確保し、療養環境の向上を図るとともに、医療と保健・福祉の連携による在宅ケア体制の整備、充実を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>対象者 396人 件数 873件</p>	<p>対象者 286人 件数 592件</p>	<p>国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局
<p>80 在宅難病患者医療機器貸与・整備 難病患者が在宅療養で使用する医療機器を貸与・整備し、必要に応じて訪問看護を実施することで、患者・家族の経済的負担の軽減と、在宅療養環境の整備を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>貸与患者数 394人 貸与台数 501台 訪問看護 2,658回</p>	<p>貸与患者数 322人 貸与台数 406台 訪問看護 2,268回</p>	<p>国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局
<p>81 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 在宅において人工呼吸器を使用している難病患者に対して、診療報酬で定められた回数を超えて訪問看護を実施することにより、在宅重症難病患者に対する在宅療養サービスの向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>対象者 56人 件数 4,129回</p>	<p>対象者 53人 件数 5,469回</p>	<p>国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局
<p>82 周産期医療システムの整備 合併症妊娠や分娩時の新生児仮死などハイリスクな分娩・出産等に対応できる周産期母子医療センターの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>総合周産期母子医療センター 13施設</p> <p>地域周産期母子医療センター 12施設</p> <p>NICU（新生児集中治療管理室） 315床（周産期連携病院等を含む）</p>	<p>総合周産期母子医療センター 13施設</p> <p>地域周産期母子医療センター 14施設</p> <p>NICU（新生児集中治療管理室） 326床（周産期連携病院等を含む）</p>	<p>周産期医療システムの充実に向けた検討を行う。</p>		福 祉 保 健 局
<p>83 身体障害児療育相談等 ①療育相談 身体の機能に障害のある児童やその可能性のある児童、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対し、療養上の相談・指導等を行い、その障害又は疾病の治ゆ若しくは軽減を図るとともに、当該児童及び家族への支援を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都・特別区・保健所設置市〕</p> <p>②未熟児訪問指導 保健師や助産師などが家庭訪問を行い、未熟児をもつ親に対して育児や日常生活の指導を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>①療育相談 個別相談 35人 集団指導 3回</p>	<p>①療育相談 個別相談 15人 集団指導 4回</p>	<p>継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>84 東京都リハビリテーション病院の運営 東京都におけるリハビリテーション医療の中核的施設として高度診療機能を備え、身体に機能障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要のある患者に、外来及び入院による医療を行うとともに、医療関係者の教育研修やリハビリテーションの臨床研究を行う。</p> <p>(事業内容) ①専門リハビリ医療の提供(入院165床、うち回復期病棟外来120人/日程度) ②リハビリ医療に係る教育、研修 ③リハビリ医療研究</p> <p>[実施主体：東京都、公益社団法人東京都医師会が指定管理者]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院 54,520人 (149.4人/日)</li> <li>・外来 12,032人 (41.1人/日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院 55,747人 (152.3人/日)</li> <li>・外来 11,470人 (39.1人/日)</li> </ul>	<p>リハビリテーション専門病院として、多様な機能障害に対応できるリハビリ医療の中核的施設として機能を果たすほか、リハビリテーション医療の研究及び教育・研修事業を積極的に展開する。</p>		福 祉 保 健 局
<p>85 地域リハビリテーション支援事業 障害者や高齢者が寝たきり状態になることを予防し、地域において生涯にわたって生き生きとした生活を送るためには、急性期から回復期、維持期のそれぞれの状態に応じた適切かつ円滑なリハビリテーションの提供が必要である。地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することによって、保健・医療・福祉が連携した地域におけるリハビリテーションのシステム化を図る。</p> <p>(事業内容) 二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センターを指定し、センターを拠点に、地域リハビリテーションの支援を行う。 ①地域のリハビリテーション従事者の研修、援助 ②直接地域住民と接する相談機関の支援 ③福祉用具、住宅改修等の相談への対応に係る支援 ④地域の関係団体の支援 ⑤連絡会、事例検討会の実施 等</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	12病院	12病院	<p>二次保健医療圏ごとに12の地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域におけるリハビリテーション提供体制の充実を図っていく。</p>		福 祉 保 健 局
<p>86 障害者歯科健康相談・支援 重度・難症例の障害者を対象に、歯科相談業務を行う。また、各関係者を対象に研修を実施するほか、障害者入通所施設への支援等を行い、地域の障害者歯科保健の推進を図る。</p> <p>①重度・難症例歯科相談 ②施設等歯科健康管理支援 ③研修会・講習会・事例検討会 ④障害者等歯科保健医療推進基盤整備 ⑤摂食・嚥下機能支援基盤整備</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①重度・難症例歯科相談 40回・316人</li> <li>②施設等歯科健康管理支援 80回・731人・37施設</li> <li>③研修会・講習会・事例検討会 34回・1,392人</li> <li>④障害者等歯科保健医療推進基盤整備 106回</li> <li>⑤摂食・嚥下機能支援基盤整備 11回・83関係機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①重度・難症例歯科相談 31回・218人</li> <li>②施設等歯科健康管理支援 61回・446人・32施設</li> <li>③研修会・講習会・事例検討会 27回・1,205人</li> <li>④障害者等歯科保健医療推進基盤整備 208回</li> <li>⑤摂食・嚥下機能支援基盤整備 7回・80関係機関</li> </ul>	<p>継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局
<p>87 心身障害児(者)歯科診療施設の確保 心身障害児の入所施設及び通園施設における歯科診療事業の運営経費の一部を補助することにより、心身障害児(者)の歯科診療体制の確保を図る。</p> <p>[実施主体：東京都]</p>	7か所	7か所	<p>継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
88 都立心身障害者口腔保健センターの運営 心身障害児（者）等に対する歯科診療を行うとともに、心身障害児（者）のう蝕予防、歯周疾患の予防、歯科保健医療従事者に対する教育研修、情報提供等を通じて、地域における障害者歯科保健の向上を図る。 〔実施主体：東京都、公益社団法人東京都歯科医師会が指定管理者〕	歯科治療 平均66.3人/日  予防指導 平均39.2人/日  教育研修 年間20コース 925人	歯科治療 平均69.8人/日  予防指導 平均39.4人/日  教育研修 年間20コース 1,154人	継続して実施する。		福 祉 保 健 局
89 エイズ医療体制の整備 エイズ診療協力病院の確保と相互の連携を進めるとともに、一般医療機関とのネットワーク化を図り、地域の医療機関でのエイズ診療への取組を推進する。 〔実施主体：東京都〕	・拠点病院 43病院（公開）（うち中核拠点病院3）  連携病院 9病院（公開）  ・協力歯科医療機関紹介事業の実施  ・医療従事者への意識啓発（研修の実施等）	・拠点病院 44病院（公開）（うち中核拠点病院3）  連携病院 9病院（公開）  ・協力歯科医療機関紹介事業の実施  ・医療従事者への意識啓発（研修の実施等）	エイズ診療協力病院相互の連携を強化するとともに、協力病院と診療所間の連携を推進し、HIV感染者等が働き学びながら身近な地域で医療を受けられる体制の整備を図る。		福 祉 保 健 局
90 療養支援体制の整備 保健・医療・福祉の連携を強化し、エイズ患者等への在宅での療養を支援する体制を整備する。 〔実施主体：東京都、区、保健所設置市〕	・地域エイズ連携会議開催 5（都保健所4、区保健所1） ・関係者向け講演会等の実施 3（都保健所1、区保健所1、市保健所1） ・エイズ専門相談員の派遣	・地域エイズ連携会議開催 8（都保健所3、区保健所5） ・関係者向け講演会等の実施 1（区保健所1） ・エイズ専門相談員の派遣	保健所を中心とした保健・医療・福祉のネットワークの構築により、エイズ患者等の地域での療養を総合的に支えていく体制の整備を図る。		福 祉 保 健 局
91 心身障害者（児）医療費助成制度 心身障害者（児）の医療を確保し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。 〔実施主体：東京都〕	助成対象延人員 1,268,851人	助成対象延人員 1,262,433人	継続して実施する。		福 祉 保 健 局
92 精神障害者等医療費公費負担 医療費を公費負担することにより、精神障害者の医療を確保し、重症化防止及び早期の社会復帰・自立を図る。 ①措置入院医療 ②自立支援医療（精神通院医療） ③小児精神入院医療 〔実施主体：東京都〕	①措置入院医療 延べ5,796件  ②自立支援医療（精神通院医療） 延べ3,353,342件  ③小児精神入院医療 延べ871件	①措置入院医療 延べ5,993件  ②自立支援医療（精神通院医療） 延べ3,527,752件  ③小児精神入院医療 延べ792件	継続して実施する。		福 祉 保 健 局
93 難病医療費の公費負担 原因が不明で、根治的な治療方法がなく、長期の療養を必要とする難病患者に対し、難病医療費等を助成することにより、受療の機会を確保し、治療研究事業を推進するとともに、難病患者・家族の負担軽減と療養の安定を図る。 〔実施主体：東京都〕	<難病医療費対象疾病> 指定難病（国庫対象） 110疾病 都単独 16疾病	<難病医療費対象疾病> 指定難病（国庫対象） 306疾病 都単独 8疾病	国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。		福 祉 保 健 局
94 小児慢性特定疾病の医療費助成 子供の病気の中で、治療に長い時間を要し、医療費も高額となる特定の疾病（小児慢性特定疾病）に対し、その医療費の保険診療の患者自己負担分の一部を公費で助成する。 〔実施主体：東京都〕	認定者数 6,892人	認定者数 7,339人	継続して実施する。		福 祉 保 健 局



事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
95 直接通報システムの整備 病院や社会福祉施設等において、火災等の緊急時に自動的に東京消防庁に通報できるシステムの整備促進を図る。 〔実施主体：社会福祉法人等〕	自動通報に係る承認件数 有人直接通報 3,417件 無人直接通報 125件 合計 3,542件	自動通報に係る承認件数 有人直接通報 1,280件 無人直接通報 121件 合計 1,401件	継続して実施する。		東京 消防庁
96 社会福祉施設等と地域の協力体制の整備 災害発生時に、社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等が自主的に協力し合い、発災初期段階での避難誘導、初期消火及び救出・救護活動を相互に支援する共助体制づくりを推進する。 〔実施主体：社会福祉法人等〕	888施設で応援協定を締結	896施設で応援協定を締結	社会福祉施設等と町会・自治会、近隣事業所等との間での災害時相互応援協定の締結を促進し、地域力の強化を図る。	○	東京 消防庁
97 社会福祉施設等耐震化の推進 都内の民間社会福祉施設等の耐震化を促進し、利用者等の安全・安心を確保するため、必要な耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助する。 〔実施主体：社会福祉法人等〕	耐震診断経費及び耐震改修経費の補助を実施	耐震診断経費及び耐震改修経費の補助を実施	社会福祉施設等の耐震化の推進を図る。	○	福 祉 保健局
98 社会福祉施設等の防火防災管理体制の充実 障害者施設等に対する立入検査及び防火防災管理指導を実施し、防火防災管理体制の充実を図る。 ① 関係法令等に基づく立入検査 ② 自衛消防訓練の実施促進 〔実施主体：東京消防庁〕	立入検査及び自衛消防訓練の実施	立入検査及び自衛消防訓練の実施	継続して実施する。	○ (②のみ該当)	東京 消防庁
99 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進する。 〔実施主体：東京都〕	個別訪問、アドバイザーの派遣等の耐震化促進に係る経費の補助を実施	個別訪問、アドバイザーの派遣等の耐震化促進に係る経費の補助を実施	私立・自己所有の社会福祉施設及び医療施設等の耐震化を促進する。	○	福 祉 保健局
100 グループホーム防災対策助成事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) グループホームが消防用設備等を設置する場合、地域を交えた防災訓練を開催する場合及び従業者が防災に関する講習会等へ参加する場合の経費の一部を補助する 〔実施主体：区市町村〕	9区市で実施 累計 19区市町で実施	13区市で実施 累計 22区市町で実施	事業の推進を図る。		福 祉 保健局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>101 災害時要配慮者対策の推進 近年の大規模震災、風水害における死者の過半数は高齢者、障害者等の要配慮者であり、要配慮者対策は重要課題となっている。</p> <p>災害対策基本法改正（平成26年4月施行）により各区市町村に名簿作成が義務付けられるなど、各区市町村において要配慮者対策の構築が早急に求められているため、都として事業の補助等を行うことで、区市町村の取組を推進していく。</p> <p>（区市町村の取組） ○災害時要配慮者支援体制整備補助（地域福祉推進区市町村包括補助事業） 区市町村における要配慮者支援体制の整備に必要な経費の一部を補助する。 （具体例） ・要配慮者情報の共有化に向けた取組 ・地域防災研修実施（各地区レベルで実施） ・避難支援プラン作成、訓練の実施 ・人工呼吸器使用者の個別計画策定 等</p> <p>（東京都の取組） ○災害福祉広域支援ネットワーク構築事業 東日本大震災時、福祉分野で広域からの支援・受入が効果的に進まなかった経験を受け、災害福祉広域支援ネットワークを構築する必要性が明らかとなった。 都は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会と共同で検討を継続し、災害福祉広域支援ネットワークを構築する。</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<p>地域福祉推進区市町村包括補助事業による補助の実施 平成26年度 19区市採択</p> <p>区市町村福祉保健・防災担当者向け研修会の実施 平成26年度 1回開催</p> <p>社会福祉法人東京都社会福祉協議会に事務の一部を委託し、東京都における災害福祉広域支援のあり方検討委員会を設置 平成26年度 委員会2回開催、小委員会5回開催</p>	<p>地域福祉推進区市町村包括補助事業による補助の実施 平成27年度 20区市採択</p> <p>区市町村福祉保健・防災担当者向け研修会の実施 平成27年度 2回開催</p> <p>社会福祉法人東京都社会福祉協議会に事務の一部を委託し、東京都における災害福祉広域支援のあり方検討委員会を設置 平成27年度 委員会2回開催、小委員会3回開催</p>	<p>全ての区市町村で実効性のある要配慮者支援体制が構築されるよう、支援を行う。</p> <p>また、災害福祉広域支援ネットワークを構築し、発災時に区市町村を広域的に支援する。</p>		福祉保健局
<p>102 要配慮者対策に係る区市町村向け指針の作成・普及等 災害時において、寝たきりの高齢者や障害者等の要配慮者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや安全な場所に避難することが困難であることから、区市町村が地域の実情に応じた避難支援プラン等を作成する必要がある。</p> <p>このような区市町村の取組を支援するため、「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」及び「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」を作成・改訂しており、今後、災害対策基本法の改正（平成26年4月施行）を踏まえた再改訂を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>区市町村の福祉保健・防災部門担当者等を対象に実施している「災害時要配慮者対策研修会」において、都内の要配慮者対策の現状について周知</p>	<p>区市町村の福祉保健・防災部門担当者等を対象に実施している「災害時要配慮者対策研修会」において、都内の要配慮者対策の現状について周知</p>	<p>平成32年までに全ての区市町村で避難支援プラン（全体計画）が策定されるよう、指針の改訂・周知、研修会の開催等の支援を行う。</p>		福祉保健局
<p>103 住宅防火対策の推進 障害者等の防火安全を確保するため、防火防災診断等により、住宅用火災警報器の設置や防災製品・自動消火装置などの住宅用防災機器等を普及・促進し、住宅の防火性能の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>住宅防火対策推進協議会の実施</p> <p>防火防災診断の実施</p> <p>住宅用火災警報器の設置促進・適切な維持管理に係る意識啓発</p>	<p>住宅防火対策推進協議会の実施</p> <p>防火防災診断等の実施</p> <p>住宅用火災警報器の設置促進・適切な維持管理に係る意識啓発</p>	<p>継続して実施する。</p> <p>関係機関、町会・自治会等と連携を図り、地域主導による施策を展開する。</p>	○	東京消防庁

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>104 帰宅困難者対策における要配慮者への支援</p> <p>帰宅困難者対策における要配慮者への視点を踏まえた対応について広く普及啓発を行う。また、災害時において、長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため国の体制整備を支援する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>○要配慮者への視点も踏まえた対応内容が含まれる帰宅困難者対策に関する普及啓発や民間事業者への支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者ハンドブックの配布 約11,000部</li> <li>・一時滞在施設開設アドバイザーの派遣 12回</li> <li>・条例等説明会の実施 42回</li> </ul> <p>○平成27年2月に実施した東京都・豊島区合同帰宅困難者対策訓練（参加者数約7,000名）において、都立一時滞在施設である東京芸術劇場から埼玉県への要配慮者搬送訓練を都バスの協力のもと実施。</p>	<p>○要配慮者への視点も踏まえた対応内容が含まれる帰宅困難者対策に関する普及啓発や民間事業者への支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者ハンドブックの配布 約5,000部</li> <li>・一時滞在施設開設アドバイザーの派遣 12回</li> <li>・条例等説明会の実施 31回</li> </ul> <p>○平成28年2月に実施した東京都・千代田区合同帰宅困難者対策訓練（参加者数約5,200名）において、都立一時滞在施設である東京国際フォーラムから埼玉県への要配慮者搬送訓練を都バスの協力のもと実施。あわせて、飯田橋、秋葉原から神田川を利用した千葉県への要配慮者搬送訓練も実施。</p>	<p>継続して実施する。</p>		総務局
<p>105 在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業</p> <p>人工呼吸器療法を実施する医療機関が、在宅人工呼吸器使用難病患者に無償貸与するために購入する予備電源等の物品の購入経費を補助することにより、緊急時における安全を確保する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>非常用発電機 22人 無停電装置 0人</p>	<p>非常用発電機 33人 無停電装置 0人</p>	<p>国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。</p>		福祉保健局
<p>106 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業</p> <p>電力供給の停止がそのまま生命の危機に直結する恐れがある、在宅人工呼吸器使用者に対し、区市町村を通じ、停電時等に必要とする自家発電装置等の購入経費を補助することにより、在宅療養における安全・安心を確保する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>自家発電装置等の補助事業を実施</p>	<p>自家発電装置等の補助事業を実施</p>	<p>継続して実施する。</p>		福祉保健局
<p>107 メンタルヘルスケア体制の確保</p> <p>災害発生時、保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談や、巡回精神保健相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制を確保する。</p> <p>また、都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、電話相談を含め24時間体制の精神保健相談を行うほか、外来窓口の体制を確立する。</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<p>「災害時の『こころのケア』の手引き」（20年5月）の普及</p>	<p>「災害時の『こころのケア』の手引き」（20年5月）の普及</p>	<p>メンタルヘルスケア体制を整備する。</p>		福祉保健局
<p>108 要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練の推進</p> <p>防火防災訓練等に要配慮者対応を取り入れ、要配慮者対応の必要性について啓発するとともに、地域における要配慮者への対応力を強化する。</p> <p>要配慮者自身の防災行動力の向上を図る。</p> <p>消防署職員の要配慮者に関する知識及び対応技術の向上方策を推進する。</p> <p>〔実施主体：東京消防庁〕</p>	<p>要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練推進用マニュアル及び啓発資料にもとづいた防火防災訓練、講習会等の実施</p> <p>特別支援学校における総合防災教育の実施</p> <p>職員教養の実施</p>	<p>要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練推進用マニュアル及び啓発資料にもとづいた防火防災訓練、講習会等の実施</p> <p>特別支援学校における総合防災教育の実施</p> <p>職員教養の実施</p>	<p>障害者関係団体等と連携して要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練等を推進し、災害時の防災行動力の向上を図るとともに地域全体の防災行動力の強化を図る。</p>	○	東京消防庁

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
109 防火防災訓練用資器材の活用 階段避難器具など避難支援資器材を活用した防火防災訓練を推進する。 〔実施主体：東京消防庁〕	訓練用模擬消火器・スタンドパイプ及び要配慮者用避難支援資器材（階段避難器具、リヤカー、布担架等）を活用した訓練の実施	訓練用模擬消火器・スタンドパイプ及び要配慮者用避難支援資器材（階段避難器具、リヤカー、布担架等）を活用した訓練の実施	避難支援資器材を活用した防火防災訓練を推進し、要配慮者の迅速な避難が図られる。	○	東京消防庁
110 教育訓練施設の充実 障害者の特性に配慮した教育訓練施設を充実する。 〔実施主体：東京消防庁〕	防災教育センター3カ所（池袋、本所、立川）で各種体験訓練を実施	防災教育センター3カ所（池袋、本所、立川）で各種体験訓練を実施	施設・設備と体験訓練種目で、障害者向け配慮を行う。	○	東京消防庁
111 「手話交番」の表示板の設置 一見して、手話のできる警察官が勤務していることがわかるように、「手話交番」の表示板を掲示する。 （警視庁職員に対する手話研修） 警察署の窓口、交番、運転免許試験場等に勤務する警視庁職員を対象として、手話技能を修得させることを目的として、初級、中級、上級と段階的に実施する。 〔実施主体：警視庁〕	4署4交番	5署5交番	「手話委託研修」へ警察官を派遣し、手話技能取得者を養成し、「手話交番」の拡充を図る。		警視庁
112 重度身体障害者等緊急通報システムの整備（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 一人暮らし等の重度身体障害者や難病患者に通報機器を給付又は貸与し、急病や事故等の緊急事態に陥った時にペンダントを押して東京消防庁等へ通報した後、順次協力員が駆け付けるもので、重度身体障害者の安全確保を目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。 〔実施主体：区市町村〕	実施区市町村数 43 （障害者施策推進区市町村包括補助事業実績）  260世帯 登録 （東京消防庁登録世帯数）	実施区市町村数 45 （障害者施策推進区市町村包括補助事業実績）  230世帯 登録 （東京消防庁登録世帯数）	継続して実施する。	○（東京消防庁）	東京消防庁 福祉保健局
113 重度心身障害者火災安全システムの整備（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 在宅の重度心身障害者に対し、家庭内で火災が発生した時、住宅用火災警報器により火災を発見し、専用通報機から東京消防庁へ自動的に通報が行われるもので、在宅の重度心身障害者の安全を確保することを目的に、区市町村・東京消防庁・福祉保健局が一体となって運営している。 〔実施主体：区市町村〕	実施区市町村数 14 （障害者施策推進区市町村包括補助事業実績）  17世帯 登録 （東京消防庁登録世帯数）	実施区市町村数 17 （障害者施策推進区市町村包括補助事業実績）  19世帯 登録 （東京消防庁登録世帯数）	継続して実施する。	○（東京消防庁）	東京消防庁 福祉保健局
114 緊急メール通報システムの整備 聴覚又は言語・音声等に機能障害があり、音声による119番通報が困難な人の通報手段を確保することを目的に、緊急時に携帯電話等からeメール、ウェブ機能を利用して東京消防庁に通報できるシステムを整備し運営する。 〔実施主体：東京消防庁〕	1,062名登録	1,036名登録 ※緊急メール通報システムは平成28年1月31日に運用終了。平成27年12月1日より緊急ネット通報を整備し運用している。	緊急ネット通報を継続して実施するとともに、入力・登録の簡便性を高め、迅速的確な部隊運用を図る。	○	東京消防庁
115 障害者が利用しやすい防火防災情報の発信 障害者に対し、防火防災に関する情報を保障し、安全・安心を確保する。障害者が利用しやすい防火防災情報を発信する。 〔実施主体：東京消防庁〕	ユニバーサルデザインに配慮した防火防災情報の発信  音声コード入りリーフレット等の作成・配布  119番ファクシミリ通報カード等の作成・配布	ユニバーサルデザインに配慮した防火防災情報の発信  音声コード入りリーフレット等の作成・配布  119番ファクシミリ通報カード等の作成・配布	障害者の安全・安心を確保するため、障害者が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した防火防災情報を積極的に発信する。	○	東京消防庁

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
116 特別支援学校における被害防止教室等 特別支援学校に通う児童・生徒が、犯罪に巻き込まれることなく、健全な社会生活を営むために必要な能力を身に付けることを目的として、警察官及びスクールサポーターによる非行防止・犯罪被害防止教室及びセーフティ教室を実施している。 〔実施主体：警視庁、東京都教育委員会〕	実施校数 81校 実施回数 96回 参加人員 6,773名	実施校数 50校 実施回数 71回 参加人員 6,458名	継続して実施する。		警視庁 教育庁
117 「消費生活情報」の提供 視覚障害等のハンディキャップにより消費生活情報を得にくい消費者に向けて、録音CDや字幕入りDVD、出前講座等により情報を提供する。 〔実施主体：東京都〕	（「東京くらしねっと」CD版の作成） ・作成数 5,289本（6回分）  （字幕入り消費者教育DVDの制作） ・年1種類を制作  （障害者向け出前講座の実施） ・実施回数 18回  （東京くらしWEB） 一部に音声読み上げ機能を導入	（「東京くらしねっと」CD版の作成） ・作成数 5,100本（6回分）  （字幕入り消費者教育DVDの制作） ・年1種類を制作  （障害者向け出前講座の実施） ・実施回数 18回  （東京くらしWEB） 一部に音声読み上げ機能を導入	継続して実施する。		生活 文化局
118 児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的な支援を行う。 〔実施主体：区市町村〕  「3か年プラン」の特別助成 ・施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成する。 〔実施主体：東京都〕	30か所	31か所	「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 平成27年度～平成29年度 10か所	○	福祉 保健局
119 障害児保育事業への助成 保育所において、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。 障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援する。 〔実施主体：区市町村〕	実施保育所数 1,481 所 障害児童数 4,344 人	実施保育所数 1,611 所 障害児童数 4,813 人	継続して実施する。		福祉 保健局
120 学童クラブ事業への助成 学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助する。 〔実施主体：区市町村〕	平成27年5月1日現在 障害児受入クラブ数 1,198 所 受入障害児童数 3,374人	平成28年5月1日現在 障害児受入クラブ数 1,115 所 受入障害児童数 3,177人	継続して実施する。		福祉 保健局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>121 早期教育の充実（都立聴覚障害特別支援学校における教育相談の充実） 聴覚に障害のある乳幼児の発達を促すため、幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施している。 医師・言語聴覚士・臨床心理士等の専門家を導入し、担当教職員に対して専門的見地からの助言を行う。 また、障害の特性に応じた個別指導プログラムの作成やケースカンファレンス等を通じて、担当教職員の専門性を向上させる。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>医師 1名×3校</p> <p>言語聴覚士 1名×3校</p> <p>臨床心理士 1名×3校</p> <p>技術者 1名×3校</p> <p>につき継続して実施</p>	<p>医師 1名×3校</p> <p>言語聴覚士 1名×3校</p> <p>臨床心理士 1名×3校</p> <p>技術者 1名×3校</p> <p>につき継続して実施</p>	<p>継続して実施する。</p>		<p>教育庁</p>
<p>122 就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室） 東京都における特別支援教育を推進するセンターである東京都特別支援教育推進室において、「就学・入学相談機能」、「情報提供機能」「理解啓発機能」「関係機関の連携調整機能」を備える。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>就学相談、入学相談の実施</p> <p>各種研修会の実施</p> <p>就学支援に関するモデル事業のまとめ・周知</p> <p>特別支援学級の教員の専門性向上に関するモデル事業の周知</p> <p>就労支援事業の推進</p> <p>特別支援教育の理解推進など</p>	<p>就学相談、入学相談の実施</p> <p>各種研修会の実施</p> <p>就学支援に関するモデル事業のまとめ・周知</p> <p>特別支援学級の教員の専門性向上に関するモデル事業の周知</p> <p>就労支援事業の推進</p> <p>特別支援教育の理解推進など</p>	<p>東京都における特別支援教育を推進する中核的役割を担っていく。</p>		<p>教育庁</p>
<p>123 小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進 以下の取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの段階を通じて、児童・生徒一人ひとりがその能力を最大限伸ばしていけるよう、総合的な計画を策定する。</p> <p>【小・中学校】 ①発達障害の児童・生徒が在籍校・在籍学級において適切な指導・支援を受けられるよう全ての公立小学校への「特別支援教室」の円滑な導入に向けた区市町村支援を行う。 ②小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行う。</p> <p>【高等学校】 ①全ての都立高等学校等における特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実し、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援する。 ②都立高等学校等に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、区市町村〕</p>	<p>【小・中学校】 全区市町村小学校での平成28年度からの特別支援教室導入に向けて必要な検証を行うために目黒区、北区、狛江市、羽村市の4区市でモデル事業を実施 「特別支援教室の導入ガイドライン」を全区市町村に配布。</p> <p>【高等学校】 全ての都立高等学校を対象に発達障害の理解と支援に関する講習会を年1回実施。講習会参加教員約270名</p>	<p>【小・中学校】 ①平成28年度からの特別支援教室の順次導入に向け、区市町村教育委員会に対し導入に係る事務説明会を実施。 区市町村における特別支援教室の円滑な導入のために、物品購入及び簡易工事相当の経費補助、特別支援教室専門員（非常勤職員）の採用、臨床発達心理士等の巡回体制の整備を実施。また新たに特別支援教室担当となる教員を主な対象とした異動前講習会を実施。 ②外部専門家等の活用について、小・中学校の研究指定校に専門家及び支援員を配置し、研究。研究校での事例を基に、各区市町村が配置する支援員の資質向上のための研修用DVDを作成し、全区市町村教育委員会及び全公立小・中学校に配布。</p> <p>【高等学校】 ①全ての都立高等学校を対象に発達障害の理解と支援に関する講習会を年1回実施。講習会参加教員約230名。 ②外部専門家等の活用について、高等学校の研究指定校に専門家及び支援員を配置し、研究。</p>	<p>小・中学校及び高等学校を通じて、発達障害の児童生徒一人一人がその能力を最大限伸ばしていけるよう、発達障害教育の充実を図っていく。</p>	<p>○</p>	<p>教育庁</p>

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>124 区市町村との連携体制の構築</p> <p>①「エリア・ネットワーク」の定着 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていく。</p> <p>なお、都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していく。</p> <p>②都立特別支援学校のセンター的機能の発揮 都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していく。</p> <p>③広域特別支援連携協議会（「就学支援部会」及び「就労支援部会」）（平成17年9月設置） 児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現し、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的に設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①「エリアネットワーク」の定着の推進</p> <p>②都立知的障害・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由特別支援学校（小・中学部設置校）で実施</p> <p>③継続</p>	<p>①「エリアネットワーク」の定着の推進</p> <p>②都立知的障害・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由特別支援学校（小・中学部設置校）で実施</p> <p>③継続</p>	<p>東京都特別支援教育推進計画に基づき、地域における特別支援教育推進のための連携体制づくりを進めていく。</p>		教育庁

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>125 高等学校等への受入れ体制の整備 都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っている。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は簡易的なバリアフリー改修工事を実施している。</p> <p>具体的には、 ①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る） ②校舎内外の段差解消 ③障害者トイレの設置 ④廊下・階段の手摺新設 ⑤非常用スロープ階段の新設 ⑥出入口の扉改造等を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、公立大学法人首都大学東京〕</p>	<p>【高等学校】 エレベーター設置 141校 校内段差解消 48校 障害者トイレ設置 173校 階段手摺設置 187校 スロープ（昇降口）設置 116校 スロープ（玄関）設置 114校 自動ドア（昇降口）設置 55校 自動ドア（玄関）設置 95校</p> <p>【附属中学校・中等教育学校】 エレベーター設置 10校 校内段差解消 4校 障害者トイレ設置 10校 階段手摺設置 9校 スロープ（昇降口）設置 7校 スロープ（玄関）設置 8校 自動ドア（昇降口）設置 4校 自動ドア（玄関）設置 7校</p> <p>【高等専門学校】 エレベーター設置 1校（2ヶ所） 校内段差解消 1校（2ヶ所） 障害者トイレ設置 1校（2ヶ所） 階段手摺設置 1校（2ヶ所） スロープ（玄関）設置 1校（2ヶ所） 自動ドア（昇降口）設置 1校（2ヶ所） 自動ドア（玄関）設置 1校（2ヶ所）</p>	<p>【高等学校】 エレベーター設置 147校 校内段差解消 50校 障害者トイレ設置 177校 階段手摺設置 185校 スロープ（昇降口）設置 117校 スロープ（玄関）設置 113校 自動ドア（昇降口）設置 55校 自動ドア（玄関）設置 95校</p> <p>【附属中学校・中等教育学校】 エレベーター設置 10校 校内段差解消 4校 障害者トイレ設置 10校 階段手摺設置 9校 スロープ（昇降口）設置 7校 スロープ（玄関）設置 8校 自動ドア（昇降口）設置 4校 自動ドア（玄関）設置 7校</p> <p>【高等専門学校】 エレベーター設置 1校（2ヶ所） 校内段差解消 1校（2ヶ所） 障害者トイレ設置 1校（2ヶ所） 階段手摺設置 1校（2ヶ所） スロープ（玄関）設置 1校（2ヶ所） 自動ドア（昇降口）設置 1校（2ヶ所） 自動ドア（玄関）設置 1校（2ヶ所）</p>	<p>近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。</p>		<p>教育庁 総務局</p>



事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>126 都立特別支援学校の適正な規模と配置</p> <p>東京都特別支援教育推進計画に基づき、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害を併置する学校の設置を進める。あわせて、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるように、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組む。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>○志村学園：平成25年度開校 ○青山特別支援学校：平成26年度開校 ○鹿本学園：平成26年度開校 ○水元小合学園：平成27年度開校</p>	<p>○城東特別支援学校：平成28年度開校 ○港特別支援学校：平成28年度職能開発科設置 ○青峰学園：平成28年度就業技術科増学級</p>	<p>【新たなタイプ】 ○水元小合学園：平成27年度開校予定 ○江東地区第二養護学校(仮称)：平成28年度開校予定 ○光明学園特別支援学校(仮称)：平成29年度開校予定 ○立川学園特別支援学校(仮称)：平成32年度開校予定 ○南花畑学園特別支援学校(仮称)：平成32年度開校予定</p> <p>【教室確保】 ○高島特別支援学校：平成28年度供用開始予定 ○臨海地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定 ○小金井特別支援学校：平成30年度供用開始予定 ○八王子特別支援学校：平成29年度供用開始予定 ○矢口特別支援学校：平成32年度供用開始予定 ○市ヶ谷地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定 ○王子地区特別支援学校(仮称)：平成31年度開校予定 ○七生特別支援学校：平成32年度供用開始予定 ○武蔵台学園：平成30年度供用開始予定 ○水元特別支援学校：平成32年度供用開始予定 ○町田の丘学園：平成31年度供用開始予定 ○久留米特別支援学校：平成32年度供用開始予定 ○墨田特別支援学校：平成32年度供用開始予定</p>	○	教育庁
<p>127 健康教育の充実</p> <p>①摂食指導研修会 都立特別支援学校における食事指導を充実し、児童・生徒の口腔機能の向上を図るとともに、安全で楽しい食事を提供するため、教職員及び学校歯科医を対象に、研修会を実施する。</p> <p>②歯・口の健康づくり推進校 推進校を指定し、特別支援学校における歯・口の健康づくり（むし歯や歯周疾患の予防・口腔機能の発達を促すような取組）を推進する。</p> <p>③歯・口の健康づくり研修会 障害の種類や程度に合わせたきめ細やかな歯科保健指導や摂食指導を行うため、推進校を中心とした実践発表の場等を設け、特別支援学校における歯・口の健康づくりの方向性を示すとともに、各学校の取組のレベルアップを図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①研修受講教職員 405名</p> <p>②推進指定期間 2年(平成25～26年度) 推進指定校 3校</p> <p>③開催回数 年1回</p>	<p>①研修受講教職員 409名</p> <p>②推進指定期間 2年(平成27～28年度) 推進指定校 2校</p> <p>③開催回数 年1回</p>	<p>①受講者をさらに拡大し、都立特別支援学校における食事指導を充実させる。</p> <p>②・③推進校を増やし、特別支援学校における歯・口の健康づくりを推進する。</p>		教育庁

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>128 都立肢体不自由特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実</p> <p>①都立肢体不自由特別支援学校に在籍する常時医療的な配慮を必要とする児童・生徒に対し、安全かつ適切な教育環境を提供する。</p> <p>②学識経験者や保護者代表、指導医等で構成する「医療的ケア運営協議会」及び指導方法の統一や指導医間の連携の促進及び情報ネットワークを充実するための「指導医連絡協議会」を実施する。</p> <p>③障害の重い児童・生徒の医療的ケアに関する知識を習得するとともに、医療的ケアを必要とする児童・生徒の日常の学校生活における健康管理や健康の保持・増進の指導に資する教員研修を充実する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>診療報酬の改定に伴う都立肢体不自由特別支援学校における喀痰吸引等指示書（医療的ケア指示書）の取り扱いについて、東京都医師会を通じ児童生徒の主治医の所属する病院に周知</p> <p>教諭をはじめ、自立活動教諭、看護師（非常勤看護師含む）、学校介護職員及び寄宿舍指導員を対象に医師等専門家を講師とした医療的ケア研修と、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく第三号研修を実施</p>	<p>引き続き、教諭をはじめ、自立活動教諭、看護師（非常勤看護師含む）、学校介護職員及び寄宿舍指導員を対象に医師等専門家を講師とした医療的ケア研修と、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく第三号研修を実施</p>	<p>引き続き実施、充実を図る。</p>		教育庁
<p>129 都立特別支援学校における外部専門家の導入</p> <p>①都立肢体不自由特別支援学校において、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図る。</p> <p>②都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①肢体不自由特別支援学校11校に学校介護職員（専務の非常勤）を導入。</p> <p>②知的障害特別支援学校21校に導入。</p>	<p>①肢体不自由特別支援学校14校に学校介護職員（一般職非常勤職員）を導入。</p> <p>②知的障害特別支援学校29校に導入。</p>	<p>①都立肢体不自由特別支援学校全校に学校介護職員（非常勤）を導入する。</p> <p>②都立知的障害特別支援学校の児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実を図る。</p>	○	教育庁
<p>130 摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供</p> <p>①形態別調理による給食の提供</p> <p>都立特別支援学校における児童・生徒に対し、摂食・嚥下機能の障害の状態に応じた食形態を提供し、摂食・嚥下機能の向上を図るため、普通食・後期食・中期食・初期食の形態別調理を実施する。</p> <p>②研修会の実施</p> <p>ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員対象 学校間における形態別調理の格差の解消や学校間の提供内容の情報交換を行うとともに形態別調理の知識を習得することを目的に研修会を実施する。</p> <p>イ 都立学校栄養職員研修 肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員（定時制（夜間）課程含む。）を対象に、摂食・嚥下機能の知識や形態別調理の基本を習得することを目的に研修会を実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①形態別調理による給食の提供 17校</p> <p>②研修会受講数 ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員 年2回</p> <p>イ 都立学校栄養職員研修 年2回</p>	<p>①形態別調理による給食の提供 17校</p> <p>②研修会受講数 ア 肢体不自由特別支援学校栄養職員 年2回</p> <p>イ 都立学校栄養職員研修 年2回</p>	<p>②ア 学校間格差の解消及び知識の修得、調理指導技術の充実を図る。</p> <p>②イ 肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員（定時制（夜間）課程含む。）を対象に、摂食・嚥下機能の知識の向上を図り、肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校における給食の内容の充実を図る。</p>		教育庁

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>131 東京都教職員研修センターにおける特別支援教育に関する研修の充実・強化 特別支援教育に関する研修を充実・強化することで、教職員の資質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①専門性向上研修 特別支援教育ⅠA 398名 特別支援教育ⅠB 76名 特別支援教育ⅡA 500名 特別支援教育ⅡB-1 44名 特別支援教育ⅡB-2 43名 特別支援教育ⅡB-3 19名 特別支援教育Ⅲ 48名</p> <p>②専門性向上研修以外の教科・教育課題研修 連携研修特別支援教育Ⅰ・Ⅱ 256名 連携研修進路指導Ⅰ・Ⅱ 23名</p> <p>③リーダー養成研修 特別支援教育コーディネーター研修スキルアップA 44名 特別支援教育コーディネーター研修スキルアップB 23名 高等学校特別支援教育コーディネーター研修 100名</p>	<p>①専門性向上研修 特別支援教育Ⅰ 431名 特別支援教育ⅡA 555名 特別支援教育ⅡB 66名 特別支援教育ⅡC 78名 特別支援教育ⅡD 9名 特別支援教育Ⅲ-1 126名 特別支援教育Ⅲ-2 97名</p> <p>②研究団体連携研修 特別支援教育Ⅰ・Ⅱ 130名</p> <p>③リーダー養成研修 スキルアップ研修A 56名 スキルアップ研修B 12名 高等学校特別支援教育コーディネーター研修 56名</p> <p>④管理職を対象とした特別支援教育に関する研修 校長 1880名 副校長 1978名</p>	<p>①特別支援教育担当教員等の専門性の向上のための研修及び指定研修を実施する。</p> <p>②特別支援教育コーディネーターの養成・育成に関する研修を実施する。</p>	○	教育庁
<p>132 学校教育における実践研究等の推進 「東京都教職員研修センター教育研究普及事業」 「東京都教育委員会研究推進団体」（東京都教育委員会の認定を受けた研究団体）のうち、教科等に関する研究テーマの研究をする研究団体の活性化を図り、研究の成果を東京都の全ての教員が共有できるように普及し東京都の教員の指導力の向上に資するために、3つの支援事業を行う。</p> <p>①研究活動の促進支援 研究団体の研究会等に指導主事を派遣する。</p> <p>②研究活動の活性化支援 計画研究会の開催通知を教職員研修センターのホームページに掲載する。</p> <p>③研究成果の普及支援 教科等の研究成果の普及・啓発に関わる経費を負担する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>教育研究普及事業の支援対象となった94団体に対し、以下のとおり支援を実施した。</p> <p>①研究活動の促進支援 （研究団体の研究会等に指導主事を派遣する）94団体</p> <p>②研究活動の活性化支援 （計画研究会の開催通知を教職員研修センターのホームページに掲載する）56団体</p> <p>③研究成果の普及支援 （教科等の研究成果の普及・啓発に関わる経費を負担する）65団体</p>	<p>教育研究普及事業の支援対象となった95団体に対し、以下のとおり支援を実施した。</p> <p>①研究活動の促進支援 （研究団体の研究会等に指導主事を派遣する）95団体</p> <p>②研究活動の活性化支援 （計画研究会の開催通知を教職員研修センターのホームページに掲載する）47団体</p> <p>③研究成果の普及支援 （教科等の研究成果の普及・啓発に関わる経費を負担する）71団体</p>	<p>東京都の教員が組織する教科等の研究団体による教育に関する研究成果を都の全ての教員が共有できるように、普及事業を実施し、教員の教科等の専門性に関する資質・能力を向上する。</p>		教育庁
<p>133 特別支援教育の理解啓発の推進 障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒等一人ひとりが地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>都内に3所ある学校経営支援センターを拠点とした地域に密着した理解啓発行事の実施（年1回）</p>	<p>都内に3所ある学校経営支援センターを拠点とした地域に密着した理解啓発行事の実施（年1回）</p>	<p>継続して実施する。</p>		教育庁
<p>134 私立特別支援学校等における特別支援教育への助成 私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成する。</p> <p>①私立特別支援学校等経常費補助 ②私立幼稚園特別支援教育事業費補助 ③私立専修学校特別支援教育事業費補助</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①の対象校 特別支援学校 4校 小中学校 2校 幼稚園 171園</p> <p>②の対象校 幼稚園 143園</p> <p>③の対象校 専修学校高等課程 4校</p>	<p>①の対象校 特別支援学校 4校 小中学校 2校 幼稚園 183園</p> <p>②の対象校 幼稚園 142園</p> <p>③の対象校 専修学校高等課程 3校</p>	<p>継続して実施する。</p>		生活文化局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>135 私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援 (目的) 私立学校で行う校舎等の施設設備の整備が「福祉のまちづくり条例施行規則」の整備基準に合致するよう、東京都私学財団に対して補助を行い、間接的に私立学校の利子負担を軽減する。</p> <p>(事業内容) 公益財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行う。(融資限度額 1件10億円) 東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都、公益財団法人東京都私学財団〕</p>	<p>特定事業利率 上限1,000% なお、当該特定事業利率は、市中金融機関等における利率等を勘案して設定</p> <p>(福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。)</p>	<p>特定事業利率 上限1,000% なお、当該特定事業利率は、市中金融機関等における利率等を勘案して設定</p> <p>(福祉のまちづくり事業は、特定事業に含まれる。)</p>	<p>継続して実施する。</p>		生活文化局
<p>136 特別支援学校における就労支援 都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するため、次の事業を展開していく。</p> <p>①民間の活力による企業開拓等 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図る。</p> <p>②企業向けセミナーの実施 企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>①就労支援アドバイザー 29人</p> <p>②参加企業 78社・136人</p>	<p>①就労支援アドバイザー 29人</p> <p>②参加企業 89社・165人</p>	<p>都立特別支援学校生徒の職業的自立と社会参加を促進していく。</p>	○	教育庁
<p>137 高等部職能開発科の設置 知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置する。</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>平成26年度に足立特別支援学校高等部普通科職業コースを高等部職能開発科に改編、平成28年度に港特別支援学校にも職能開発科を設置するため準備を進めている。</p>	<p>○港特別支援学校職能開発科：平成28年度設置</p>	<p>高等部に在籍する生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う職能開発科を設置する。</p>	○	教育庁
<p>138 東京都障害者就労支援協議会 障害者雇用の拡大を目指し、関係各局による従来の取組に加え、庁内各局、関係機関、企業及び経済団体を含めた協議の場を設け、各関係機関が連携を図りながら障害者の企業就労を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>2回開催</p>	<p>2回開催</p>	<p>「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」(平成20年11月策定)の具体化に向けて協議を重ねていく。</p>	○	福祉保健局 産業労働局
<p>139 区市町村障害者就労支援事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業) 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関を設置する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>50区市町で実施</p> <p>地域開拓促進コーディネーター 41区市に設置</p>	<p>50区市町で実施</p> <p>地域開拓促進コーディネーター 42区市に設置</p>	<p>事業の推進を図る。</p>	○	福祉保健局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
140 障害者就業・生活支援センター事業 (東京都地域生活支援事業) 障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援している。  〔実施主体：東京都〕	6か所指定	6か所指定	6か所で継続して実施する。	○	産業労働局 福祉保健局
141 障害者就労支援体制レベルアップ事業(従事者研修) 区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図る。  〔実施主体：東京都〕	145名 3日間×3回実施  26名 2日間×1回実施	168名 3日間×3回実施	研修の実施を通じて、従事者の資質・能力向上を図る。	○	福祉保健局
142 就労支援機関等スキル向上事業 就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業と就労を希望する障害者のマッチングに関する技術や、精神障害、発達障害などの障害特性に関する研修などを行い、支援力の向上を図る。  〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	○マッチングスキル等向上研修 2回実施  ○専門研修 2回実施	研修の実施を通じて、就労支援機関等の職員の資質・能力向上を図る。	○	福祉保健局
143 精神障害者就労支援連携強化事業 精神障害者の就職及び安定的な就労継続に向け、就労支援機関や医療機関等を対象として、精神障害者を雇用する企業などへの見学会のコーディネート等を行うことにより、精神障害者に対する就労支援の更なる理解促進と連携強化を図る。  〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	○企業見学会 12回実施  ○医療機関見学会 12回実施	精神障害者の就労及び安定的な就労継続に向け、企業・医療機関・就労支援機関の理解促進と連携強化を図る。		福祉保健局
144 障害者雇用率3%の確保 障害者とその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するとともに、企業等に対する指導的役割を果たすため、障害者を対象とする採用選考を実施するなど、3%の雇用率を達成するよう計画的な雇用の促進に努める。  〔実施主体：東京都〕	(平成26年6月1日現在) 障害者雇用率  (知事部局) 2.61%	(平成27年6月1日現在) 障害者雇用率  (知事部局) 2.62%	都全体として雇用率3%を達成できるよう努める。		総務局
145 チャレンジ雇用の推進 知的障害者・精神障害者の雇用機会の拡大を目指し、都庁におけるチャレンジ雇用を推進する。(臨時職員・非常勤職員雇用)  〔実施主体：東京都、東京都教育委員会〕	○臨時職員 6か月間、25人雇用 (福祉保健局21人、産業労働局4人)  ○非常勤職員 1年間、112人雇用 (福祉保健局4人、産業労働局2人、教育庁106人)	○臨時職員 6か月間、25人雇用 (福祉保健局21人、産業労働局4人)  ○非常勤職員 1年間、129人雇用 (福祉保健局4人、産業労働局2人、教育庁123人)	事業の推進を図る。	○	総務局 福祉保健局 産業労働局 教育庁

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
146 障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援する。  〔実施主体：区市町村〕	8区市町村で実施	7区市町村で実施	事業の推進を図る。		福祉保健局
147 東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施 職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施する。  〔実施主体：東京都〕	求職者訓練 年間定員 255名 在職者訓練 年間定員 30名	求職者訓練 年間定員 255名 在職者訓練 年間定員 40名	訓練科目の見直し、新規科目の開発など、訓練内容等の充実を図る。	○	産業労働局
148 障害者職業訓練の地域展開 身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施する。  〔実施主体：東京都〕	城東職業能力開発センター 足立校 年間定員 20名  城南職業能力開発センター 年間定員 20名  中央・城北職業能力開発センター板橋校 年間定員 20名	城東職業能力開発センター 年間定員 20名  城南職業能力開発センター 年間定員 20名  中央・城北職業能力開発センター板橋校 年間定員 20名	一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を設定する。		産業労働局
149 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用促進に資する。  ①知識・技能習得コース 民間教育機関を活用し、知識・技能習得を目的として職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練  ②実践能力習得訓練コース 企業等の現場を活用し、職業実習による実践的な職業能力の開発・向上を図る3か月以内の訓練  ③eラーニングコース IT技術を活用した遠隔地教育により、IT技術の習得を図る4か月以内の訓練  〔実施主体：東京都、公益財団法人東京しごと財団〕	①知識・技能習得コース 定員480名  ②実践能力習得訓練コース 定員200名  ③eラーニングコース 定員20名  ①～③合計 定員700名	①知識・技能習得コース 定員480名  ②実践能力習得訓練コース 定員200名  ③eラーニングコース 定員20名  ①～③合計 定員700名	雇用就業を希望する障害者の増大に対応し、事業の充実を図るとともに、就業者数の増加に努める。		産業労働局
150 都庁内等での職場実習の機会の提供 一般就労を希望する障害者の就職準備の一環として、都庁内等の職場での事務系職種の実験実習の機会を提供する。  〔実施主体：東京都、東京都教育委員会〕	(産業労働局) 実習生 2人 実習延日数 10日  (教育庁) 実習生 39人	(産業労働局) 実習生 3人 実習延日数 15日  (教育庁) 実習生 31人	継続して実施する。	○	産業労働局 教育庁
151 企業就労意欲促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 福祉施設等から職場実習等により障害者を受け入れるために必要な企業内の設備の整備等に要する経費の一部を補助することにより、受入先を確保し、一般就労への移行促進を図る。  〔実施主体：区市町村〕	—	—	事業の推進を通じて、一般就労の促進を図る。	○	福祉保健局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
152 精神障害者社会適応訓練事業 精神障害者の回復途上者で就労が困難なものに対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行う。  〔実施主体：東京都〕	訓練延日数 5,529日	訓練延日数 3,143日	継続して実施する。		福 社 保 健 局
153 重度身体障害者在宅パソコン講習事業 在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労の機会を提供するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加の促進を図る。  〔実施主体：社会福祉法人〕	受講者数 10人 (5人×2年間) ※ただし、1名体調不良のため、年度途中で受講中止	受講者数 10人 (5人×2年間)	継続して実施する。		福 社 保 健 局
154 総合コーディネート事業 障害者を就業に結び付けるコーディネート機能の充実・強化を図り、普及啓発のためのセミナーから、中小企業等の人事担当者に対する障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、精神障害者を初めて雇用する中小企業等に対して、雇用前の環境整備から雇用後の管理に関する一貫した支援など各種支援事業を実施する。  〔実施主体：公益財団法人東京しごと財団〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業総合相談会 4回実施</li> <li>・求職者・就職者間の交流会、見学会 2回実施</li> <li>・企業合同説明会 2回実施</li> <li>・企業向けセミナー 7回実施</li> <li>・保護者向けセミナー 2回実施</li> <li>・職場体験実習 1,389件</li> <li>・職場体験実習面談会 6回実施</li> <li>・支援機関との意見交換会 2回実施</li> <li>・情報発信関係事業シンポジウム： 1回実施</li> <li>パネル展示： 1か月間</li> <li>・障害者就活セミナー 5回実施</li> <li>・障害者雇用実務講座 4回実施</li> <li>・精神障害者雇用サポート事業 24件支援</li> <li>・障害者就業支援情報コーナーによる情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業総合相談会 4回実施</li> <li>・求職者・就職者間の交流会、見学会 2回実施</li> <li>・企業合同説明会 2回実施</li> <li>・企業向けセミナー 7回実施</li> <li>・保護者向けセミナー 2回実施</li> <li>・職場体験実習 1,673件</li> <li>・職場体験実習面談会 6回実施</li> <li>・支援機関との意見交換会 2回実施</li> <li>・情報発信関係事業シンポジウム： 1回実施</li> <li>講演会： 1回実施</li> <li>パネル展示： 1か月間</li> <li>・障害者就活セミナー 6回実施</li> <li>・障害者雇用実務講座 5回実施</li> <li>・精神障害者雇用サポート事業 30件支援</li> <li>・障害者就業支援情報コーナーによる情報提供</li> </ul>	障害者を就業に結び付けるコーディネート機能を担う機関として、一般就労に向けた相談・支援の充実・強化を図る。	○	産 業 労 働 局
155 障害者の就業促進に関する意識啓発等 障害者の雇用や就業の促進を図るため、商工団体、企業、国、区市町村等と意見交換や企業見学会を行うとともに、福祉部門、教育部門と連携して障害者雇用の普及啓発を目的としたセミナーを開催する。 また、障害者雇用に関する支援制度や地域の関係機関を横断的に紹介する啓発用ハンドブックをわかりやすく作成し、ハローワーク、区市町村などを通じて事業主等に配布する。 さらに、障害者を多数雇用している中小企業を登録して、都のホームページ等で紹介し、その取組を都が広く周知することにより、障害者の積極的な雇用について普及啓発する。  〔実施主体：東京都〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京労働局、福祉保健局、地域就労支援機関との連絡会議開催</li> <li>・障害者多数就労現場の見学</li> <li>・企業向け普及啓発セミナー開催</li> <li>・障害者雇用促進啓発用冊子「障害者雇用促進ハンドブック」を作成 30,000部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京労働局、福祉保健局、地域就労支援機関との連絡会議開催</li> <li>・障害者多数就労現場の見学</li> <li>・企業向け普及啓発セミナー開催</li> <li>・障害者雇用促進啓発用冊子「障害者雇用促進ハンドブック」を作成 30,000部</li> </ul>	事業主等の障害者雇用への理解と意識の向上を図り、障害者雇用の推進及び雇用の安定を図る。		産 業 労 働 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
156 第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成 都が出資する第三セクター企業を育成指導するとともに、一般企業に特例子会社制度や障害者多数雇用の取組が広く普及するよう、周知・啓発を図る。 〔実施主体：東京都〕	既設企業の育成・指導	既設企業の育成・指導	モデル企業の周知・啓発を図り、特例子会社制度の普及や障害者雇用の拡大を図る。		産 業 労 働 局
157 東京ジョブコーチ支援事業 国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などにジョブコーチが出向いて職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。 職場定着支援は公益財団法人東京しごと財団が民間団体に委託して実施する。 〔実施主体：公益財団法人東京しごと財団〕	ジョブコーチ数 69名 (平成26年度末時点)  支援開始数 734件  稼働延べ日数 7,723日	ジョブコーチ数 68名 (平成27年度末時点)  支援開始数 733件  稼働延べ日数 7,711日	都が国に準じたジョブコーチを独自に養成し、初めて障害者を雇用する中小企業などに職場定着支援を行うことにより、障害者雇用の促進を図る。	○	産 業 労 働 局
158 東京都中小企業障害者雇用支援助成金 (目的) 大企業と比べて障害者雇用が進んでいない都内中小企業に対し、障害者雇用の拡大と職場定着の一層の促進を図る。  (支給要件) ①障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、平成20年3月31日から平成30年3月30日までの間に支給対象期間が満了となった後も引き続き雇用を継続する事業主。 ②中小企業であること（特例子会社は除く）。 ③対象障害者の就労場所が都内であること。 ④相談員の巡回訪問・相談を受けること。  (助成内容) 重度障害者等は1人月3万円（定額）、重度障害者以外は1人月1万5千円（定額） 【6か月分をまとめて支給、支給対象期間は最大2年間。】  (巡回訪問相談事業) 障害者雇用巡回相談員が、助成対象企業への巡回訪問・相談を行う。 〔実施主体：東京都〕	支給決定件数 506件  訪問相談件数 484件	支給決定件数 728件  訪問相談件数 700件	国の特定求職者雇用開発助成金に引き続いて都が賃金助成をすることにより、障害者雇用率が低迷している中小企業における障害者雇用を促進するとともに、その職場定着を図る。	○	産 業 労 働 局
159 中小企業のための障害者雇用支援フェア 障害者雇用の進んでいない中小企業に対して障害者雇用に係る支援制度・支援機関等を総合的に紹介し理解を深めるためのフェア（イベント）を開催し、中小企業事業主の障害者雇用を推進させる。 (内容) ・雇用相談コーナー・支援機関紹介コーナー、資料展示・配布コーナー等の設置 ・障害者雇用の法制度、就労支援機関の支援事例、企業の雇用事例等を紹介するセミナーの開催 等 〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	7月29日実施 来場者数 572人	中小企業を対象に障害者雇用に係る支援制度、支援機関を紹介し障害者雇用についての理解を深めてもらい中小企業における障害者雇用の推進を図る。	○	産 業 労 働 局



事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
160 工賃アップセミナー事業 福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成する。  〔実施主体：東京都〕	工賃アップセミナーの実施	工賃アップセミナーの実施	作業所等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。	○	福祉保健局
161 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 (目的) 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進する。  (内容) ①対象施設…就労継続支援B型事業所 ②補助率…補助対象経費の1/2  〔実施主体：東京都〕	補助実績 18件	補助実績 18件	事業の推進を図る。	○	福祉保健局
162 共同受注マッチングモデル事業 受発注マッチングを促進する専門の推進員を配置し、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施することで、広域的な共同受注体制について検証する。  〔実施主体：東京都〕	3市で実施	3市で実施	共同受注体制を活用することで、障害者福祉施設等の受注機会の拡大及び工賃アップの実現を図る。	○	福祉保健局
163 福祉・トライアルショップの展開 都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図る。  〔実施主体：東京都〕	平成27年度 新規事業	自主製品販売イベントを開催 ・都庁を含む3カ所	事業の推進を図る。  (規模) 区部 2カ所 多摩 1カ所	○	福祉保健局
164 経営コンサルタント派遣等事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業) 都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助する。  〔実施主体：区市町村〕	3区で実施	3区で実施	作業所等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。	○	福祉保健局
165 作業所等経営ネットワーク支援事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業) 作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行う。  〔実施主体：区市町村〕	12区市で実施	14区市で実施	作業所等の利用者の工賃アップと就労意欲の向上を図る。		福祉保健局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
166 鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) エレベーター等の整備を促進し鉄道駅における円滑な移動を確保するため、エレベーター等の整備に対する補助を行う。  〔実施主体：区市町村〕	245駅 (補助実績の累計)	247駅 (補助実績の累計)	エレベーター等の整備による段差解消が必要な全ての駅において、整備の促進を図る。	○	都市整備局
167 鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (ホーム柵等整備促進事業) ホームドアの整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、ホームドアの整備に対する補助を行う。  〔実施主体：区市町村〕	3駅 (補助実績の累計)	7駅 (補助実績の累計)	利用者数が10万人/日以上の駅を優先し、整備の促進を図る。	○	都市整備局
168 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 公共性が高く、重要な移動手段である民営路線バスについて、高齢者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいノンステップバス購入経費の一部を補助することにより、ノンステップバスの導入促進を図る。  〔実施主体：東京都〕	3,315両 (補助実績の合計)	3,354両 (補助実績の合計)	都内民営路線バスのうち、ノンステップ整備が必要な全ての車両を整備。		都市整備局
169 都営交通の施設・設備の整備 新宿線へのホームドアの整備  〔実施主体：東京都〕	新宿線へのホームドア整備に向け、事業に着手	ホームドアの設置に向けて車両の改修を実施	新宿線全21駅へホームドアを設置する	○	交通局
170 安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化 ①安全で快適な歩道の整備 歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した幅員2.0m以上の歩道を整備し、誰もが安全で安心して通行できる歩行空間を創出する。  ②道路のバリアフリー化 区市町村が作成する基本構想に基づき、特定道路(都道)のバリアフリー化を重点的に行うとともに、基本構想が未策定であっても、都道のバリアフリー化を順次進める。 また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、観光地や競技会場周辺等の都道のバリアフリー化も推進する。  〔実施主体：東京都〕	①平成26年度整備延長 7km 平成26年度末現在 整備対象延長 1,881km 幅員2m以上の歩道 1,178km  ②307km	①平成27年度整備延長 4km 平成27年度末現在 整備対象延長 1,884km 幅員2m以上の歩道 1,182km  ②327km	継続して整備を推進する。  ②については、平成27年度末までに対象道路327km(100%)を整備完了  今後は、平成28年3月に策定した「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、競技会場や観光施設周辺等の都道のバリアフリー化を推進する。	○	建設局
171 横断歩道橋のバリアフリー化 階段式の既設歩道橋をスロープ化するなど、バリアフリー化を図る。  〔実施主体：東京都〕	構築・改良(事業中) 1か所	構築・改良(事業中) 2か所	継続して事業を推進する。		建設局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
172 高齢者・障害者ドライバーに配慮した道路等の整備 渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、高齢者や障害者を含めたすべての人の安全かつ快適な移動を可能とする。このため、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や道路と鉄道の立体交差化を図り、交通環境のバリアフリー化を推進する。 〔実施主体：東京都〕	(平成25年度) 都市計画道路整備状況 区部 1,135km 多摩 852km (都市整備局集計)	(平成26年度) 都市計画道路整備状況 区部 1,143km 多摩 855km (都市整備局集計)	平成29年度末までに 区部環状道路の整備率 約93% 多摩南北道路の整備率 約76%	○	建設局
173 無電柱化の推進 歩行者等の安全性や災害時の救助活動の円滑化を確保するとともに、親しみのある都市景観の創造を図る。 〔実施主体：東京都〕	859km	886km	継続して整備を推進する。	○	建設局
174 視覚障害者誘導用ブロック等の設置 視覚障害者が安全かつ円滑に移動できるようにするため、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。 〔実施主体：東京都〕	10,119か所	10,122か所	視覚障害者の歩行が多い道路や公共交通機関と視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ道路について、安全かつ円滑に歩行できるよう視覚障害者誘導用ブロック等の整備を推進する。		建設局
175 路上放置物等の是正指導、広報 (建設局) 安全で快適な通行を確保するため、日常のパトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を行う。 また、リーフレット等により都民に対して普及啓発に努めていく。 (警視庁) 安全で快適な通行を確保するため、広告宣伝等を目的とした看板を道路上に設置しているもの、及び歩道を自転車、商品等の置き場としているものなどに対し、点検、是正、指導を行う。 また、官民合同パトロールや各種広報活動等の機会を通じ、都民の理解と協力を求めていく。 〔実施主体：東京都、警視庁〕	(建設局) ・日常パトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を実施。 ・8月21、22日に実施された「夢のみち」イベント等において、パネル等を作成し都民に対して普及啓発を実施。 (警視庁) ・年間を通じて広報活動、官民一体となった合同パトロール等を実施し、路上放置物等の是正指導を推進した。	(建設局) ・日常パトロールにおいて、歩道上の置き看板や、商品置き場など道路の不適正使用を発見した場合は、その場で是正指導を実施。 ・8月20、21日に実施された「夢のみち」イベント等において、パネル等を作成し都民に対して普及啓発を実施。 (警視庁) ・年間を通じて広報活動、官民一体となった合同パトロール等を実施し、路上放置物等の是正指導を推進した。	(建設局) ・是正指導の強化 ・効果的な広報の実施 (警視庁) 継続して実施する。		建設局 警視庁
176 視覚障害者用信号機・歩行者感应式信号機、エスコートゾーンの設置・改善 視覚障害者等が、横断歩道を安全に渡るため、擬音(鳥の鳴き声)によって青信号であることを知らしめる視覚障害者用信号機の整備及び押しボタン等の操作による青時間の延長や青時間内に渡りきれないと思われる歩行者を歩行者用画像感知器により感知して青時間を延長し安全な横断ができる歩行者感应式信号機の整備を推進するとともに、エスコートゾーンを整備する。 〔実施主体：警視庁〕	整備か所数 126か所 (内訳) ・視覚障害者用信号機 122か所 ・高齢者等感应式信号機 4か所	整備か所数 57か所 (内訳) ・視覚障害者用信号機 56か所 ・歩行者感应式信号機 1か所  (H27年度からは、高齢者等感应式信号機を歩行者感应式信号機に変更)	継続して実施する。		警視庁
177 道路標識の整備 見やすく、分かりやすい道路標識を整備するため、道路交通環境に応じた道路標識の大型化、超高輝度化等を図る。 〔実施主体：警視庁〕	整備数 3,163本 (内訳) ・新設・更新数(標識柱・標識板の新設・更新) 3,157本 ・修繕数(標識板のみ交換) 6本	整備数 4,970本 (内訳) ・新設・更新数(標識柱・標識板の新設・更新) 4,970本	継続して実施する。		警視庁

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
178 海上公園における障害者向け配慮 海上公園に車いす使用者、高齢者、妊婦 など誰もが円滑に利用することができるよ う、公園使所における既設和式便器の洋式 化を図る。また、新設時も「だれでもトイ シ」等を備えた整備を図る。  〔実施主体：東京都〕	だれでもトイレ設置状況 21公園/38公園 50棟/68棟	だれでもトイレ設置状況 21公園/38公園 51棟/68棟	既設公園の改良及び新規 公園の整備については、 「東京都福祉のまちづくり 条例」に基づき整備・拡充 を図る。		港湾局
179 海岸保全施設整備にあわせたバリア フリー化等の推進 誰もが水に親しめるよう、東京港におけ る都の海岸保全施設（防潮堤、内部護岸） 整備に当たり、想定される最大級の地震や 台風への備えとしての機能を確保しつつ、 周辺の土地利用なども考慮した上で地元区 とも連携し、可能な限りバリアフリー化の 推進を図る。  〔実施主体：東京都（取付部等は区）〕	①防潮堤整備（耐震対策済） 延長 46.0km  ②内部護岸整備（耐震対策 済）延長 21.1km	①防潮堤整備（耐震対策済） 延長 48.1km  ②内部護岸整備（耐震対策 済）延長 21.6km	事業の推進を図る。		港湾局
180 河川整備に合わせたバリアフリー化 等の推進 誰もが水辺に親しめるように、河川の整 備に併せ、管理用通路や緩傾斜型護岸を設 置したり、スーパー堤防の整備におけるス ロープの設置やテラスの連続化を図るな ど、可能な限りバリアフリー化の推進を図 る。 また、整備済のか所においても、堤防・ 護岸の緑化などにより、水辺の散策路での 環境の充実を図る。  ①中小河川整備での取組 ・護岸整備に合わせた管理用通路の設置 ・背後に余裕のある場合は、緩傾斜型護岸 で整備し、併せてスロープを設置する。  ②低地河川整備での取組 ・スーパー堤防等の整備にあわせ、スロー プの設置を図る。また、テラスの連続化や スロープの設置などを推進し、バリアフ リー化を図る。  ③整備済河川での取組 ・整備済のか所において、堤防・護岸の緑 化などにより、水辺の散策路での環境の充 実を図る。  〔実施主体：東京都〕	①中小河川整備 213.3km  ②低地河川整備 ○高潮防御施設整備 159.2km ○江東内部河川整備 37.7km ○スーパー堤防等の整備 16.2km ○テラスの整備 45.3km  ③整備済河川での環境整備 ○呑川、亀島川等で緑化	①中小河川整備 214.7km  ②低地河川整備 ○高潮防御施設整備 159.2km ○江東内部河川整備 38.0km ○スーパー堤防等の整備 16.6km ○テラスの整備 45.9km  ③整備済河川での環境整備 ○呑川、亀島川等で緑化	事業の推進を図る。	○	建設局
181 都立公園の整備 緑のネットワークの拠点となる都立公園 について、新規及び既設の公園整備の際に は、「東京都福祉のまちづくり条例」に 沿って整備を進める。主な整備内容は、 「だれでもトイレ」の設置、園路等の段差 解消、スロープの設置、車いす対応の水飲 み等の設置等である。  〔実施主体：東京都〕	都立公園面積 平成26年度末 2,006ha	都立公園面積 平成27年度末 2,014ha	新規の公園整備及び既設 の公園整備において、引き 続き、「東京都福祉のまち づくり条例」「東京都都立 公園における移動円滑化の 基準に関する条例」に沿っ て整備を進める。		建設局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
182 既設都営住宅のバリアフリー化（エレベーター設置事業）の推進 都営住宅等の公共住宅の供給に当たっては、良質な住宅供給を推進する観点から全てのバリアフリー化を行う。 既設都営住宅についても、エレベーターやスロープの設置などのバリアフリー化を進める。  〔実施主体：東京都〕	平成26年度 33基  (累計) 1,360基	平成27年度 34基  (累計) 1,394基	既設都営住宅において、エレベーター（スロープも含む）の設置を進める。		都 市 整備局
183 都営住宅団地の建替えに伴う地域開発整備 都営住宅の建設時に良好な市街地の形成と生活環境及び福祉の向上に寄与することを目的として、公共・公益的施設を「東京都が行う公共住宅建設に関する地域開発要綱」に基づき地元自治体の基本構想等に整合させながら整備する。  〔実施主体：区市町村等〕	—	—	地元自治体の要望等に基づき着実に推進する。		都 市 整備局
184 市街地再開発事業等における福祉のまちづくりの推進 商工農住が混在している地域、あるいは木造家屋が密集している木造住宅密集地域などの環境が悪化している既成市街地において、市街地再開発事業、土地区画整理事業、防災街区整備事業、沿道一体整備事業や延焼遮断帯形成事業の推進にあわせて、道路・公園・広場などの公共施設のバリアフリー化を進め、福祉のまちづくりを促進する。  〔実施主体：東京都〕	【市街地再開発事業】 ①指導助成団体 組合等施行 (都市機構施行含む) 37地区 公共施行 1地区 ②都施行 2地区  【土地区画整理事業】 ①指導助成団体 組合等施行 (都市機構施行含む) 25地区 公共施行 25地区 ②都施行 9地区  【防災街区整備事業】 事業組合施行 2地区 【沿道一体整備事業】 5地区 【延焼遮断帯形成事業】 3地区  ※平成26年度末施行中地区	【市街地再開発事業】 ①指導助成団体 組合等施行 (都市機構施行含む) 37地区 公共施行 1地区 ②都施行 2地区  【土地区画整理事業】 ①指導助成団体 組合等施行 (都市機構施行含む) 25地区 公共施行 25地区 ②都施行 8地区  【防災街区整備事業】 事業組合施行 3地区 【沿道一体整備事業】 5地区 【延焼遮断帯形成事業】 3地区  ※平成27年度末施行中地区	事業の推進を図る。	○	都 市 整備局
185 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想策定費補助） 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー新法に基づきバリアフリー基本構想を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。  〔実施主体：区市町村〕	18区9市において、バリアフリー基本構想を作成済	19区9市において、バリアフリー基本構想を作成済	駅を有していない、あるいは、まちのバリアフリー化が概ね進んでいる区市を除き、全ての区市にバリアフリー基本構想を策定する。		都 市 整備局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>186 東京都福祉のまちづくり条例の運用等</p> <p>○建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設または改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。</p> <p>○区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。</p> <p>※所管行政庁：独自条例制定による適用除外8区市を除く区市町村</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<p>届出件数</p> <p>平成21年 565件</p> <p>平成22年 989件</p> <p>平成23年 969件</p> <p>平成24年 1,078件</p> <p>平成25年 1,305件</p> <p>平成26年 1,255件</p>	<p>届出件数</p> <p>平成27年 1,235件</p>	<p>事業者、都民等に対し、福祉のまちづくり条例の運用について、一層の推進を図るとともに、条例の整備基準のうち、遵守基準より水準の高い努力基準に適合させている適合証交付施設のHPでの情報提供等、適合証交付制度についても、周知に取り組んでいく。</p>		福祉保健局
<p>187 既存建築物のバリアフリー化の推進</p> <p>都民の生活に密着した小規模建築物をはじめとした既存建築物に対するバリアフリー化対策を推進していく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>これまでの取組を継続</p> <p>○店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」をホームページに掲載するなど、事業者等に周知</p>	<p>これまでの取組を継続</p> <p>○店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」をホームページに掲載するなど、事業者等に周知</p>	<p>ガイドライン等を活用し、区市町村、施設整備や店舗経営を行う事業者に対して、積極的に働きかけていく。</p>		福祉保健局
<p>188 区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業</p> <p>区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共的施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>○補助実績</p> <p>平成26年度 17区13市2町</p>	<p>○補助実績</p> <p>平成27年度 19区11市1町</p>	<p>公共的施設、道路、公園等及び民間事業者が行うバリアフリー化の整備に関する区市町村の取組を支援する。</p>		福祉保健局
<p>189 バリアフリー法に基づく認定</p> <p>バリアフリー法に基づき、建築物移動等円滑化基準（義務基準）を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する。</p> <p>*バリアフリー法；「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月20日施行）</p> <p>〔実施主体：東京都、区市（所管行政庁）〕</p>	<p>（累計実績）</p> <p>認定実績 572件</p>	<p>（累計実績）</p> <p>認定実績 597件</p>	<p>バリアフリー法に基づく認定を促進し、より質の高い建築物のバリアフリー化を推進する。認定取得が進むよう、引き続き広く周知に取り組んでいく。</p>		都市整備局
<p>190 宿泊施設のバリアフリー化支援事業</p> <p>宿泊施設バリアフリー化支援事業補助金</p> <p>民間宿泊事業者を対象に宿泊施設における通路の段差解消や階段・廊下等への手すり設置などの経費、バリアフリーコンサルティングに要する経費等のバリアフリー化の支援を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>バリアフリー化支援事業</p> <p>17施設実施</p>	<p>バリアフリー化支援事業</p> <p>8施設実施</p>	<p>観光振興施策の一環として、高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を支援し、東京への旅行者の増加を図る。</p>	○	産業労働局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>191 スポーツ施設整備費補助事業 「スポーツ都市東京」の実現に向け、スポーツ環境の拡充を図り、2020年までに都民のスポーツ実施率70%を達成するため、区市町村が行う施設整備の取組を支援する補助事業を、平成26年度に創設した。 東京都内において各区市町村が保有し、条例、規則等を根拠に設置されるスポーツ施設で、競技スペースを拡大する工事や誰もが利用しやすい環境を整備するバリアフリー工事を対象に、補助率を対象経費の1/2とし、限度額1億円とした。 平成27年度から、利用時間延長等利用機会の向上に資する工事も対象とした。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>補助件数10件 補助金交付額2億円</p>	<p>補助件数26件 補助金交付額556,614千円</p>	<p>区市町村のスポーツ施設整備を促進する。</p>	<p>○</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>
<p>192 オリンピック・パラリンピック競技会場の整備 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、有明アリーナなど7施設を新設する。整備に当たっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが快適にスポーツを楽しめる環境を整える。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>(基本設計) ・有明アリーナ(仮称) ・オリンピックアクアティクスセンター(仮称) ・海の森水上競技場(仮称) (建設中) ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)</p> <p>・東京2020大会の開催に当たり、障害の有無に関わらず、すべての人々にとって参加しやすい大会となるよう、競技会場等の関係施設やそのアクセス経路と、情報発信・観客誘導等の大会運営に係るハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進すべく、「アクセシビリティ協議会」を組織委員会・都・国の3者で設置。「Tokyo 2020アクセシビリティ・ガイドライン」の策定に取り組んでいる。 ・平成26年11月 アクセシビリティ協議会設置 第1回協議会開催</p>	<p>(基本設計中) ・カヌー・スラローム会場 ・大井ホッケー競技場</p> <p>(実施設計中) ・有明アリーナ ・オリンピックアクアティクスセンター ・海の森水上競技場</p> <p>(建設中) ・武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)</p> <p>(平成28年度に実施設計着手) ・アーチェリー会場(夢の島公園)</p> <p>・東京2020大会の開催に当たり、障害の有無に関わらず、全ての人々が参加しやすい大会となるよう、国や組織委員会とともに協議会を設置し、大会運営に係るハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進するための指針である「Tokyo 2020アクセシビリティ・ガイドライン」の策定を進めている。 ・都が整備する競技施設については、ガイドラインの適切な反映に加え、より障害者の目線に立った施設となるよう、設計段階において障害のある方等に直接意見を伺う「アクセシビリティ・ワークショップ」を開催している。</p>	<p>テストイベントに合わせて、着実に整備を進める。</p>	<p>○</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>193 東京都職員採用試験制度 身体障害者がその適性と能力に応じて公務に就く機会を保障するため、採用試験実施面での配慮を行うとともに、身体障害者を対象とする採用選考を実施する。</p> <p>①身体障害者選考の実施 引き続き、身体障害者を対象とする選考を実施する。</p> <p>②採用試験方法への配慮 点字試験：Ⅰ類福祉Cで実施 （昭和48年度から） Ⅰ類事務で実施 （平成4年度から） 拡大文字試験：全職種で実施 （平成5年度から） ワープロ試験：事務で実施</p> <p>※障害者雇用促進法や厚生労働省の指針も踏まえ、今後、対応を検討。</p>	<p>（平成26年度） 11名採用 ※知事部局</p>	<p>（平成27年度） 11名採用 ※知事部局</p>	<p>引き続き、障害者に対して必要な配慮を行う。</p>		<p>総務局 人事委員会 事務局</p>
<p>194 公職選挙実施に伴う障害者への配慮 選挙の実施に際して、公職選挙法令に基づくもの以外に都独自の施策として、法令に抵触しない範囲で必要な配慮を行う。</p> <p>《法令に基づく施策》 ・点字による投票（公職選挙法47条） ・代理投票（同法48条） ・指定施設での不在者投票（同法施行令55条） ・政令で定める者の郵便等投票（同法施行令59条の2） ・上記郵便等投票の対象者で、代理記載による投票（同法施行令59条の3の2）</p>	<p>①点字版「選挙のお知らせ」の作成及び愛盲時報号外（全文音声版）の購入・配布</p> <p>②投票所入場整理券及び投票箱に点字シール貼付</p> <p>③投票のための点字器の配置</p> <p>④記載台の改善</p> <p>⑤案内表示の拡大</p> <p>⑥受付に手話のできる職員を配置</p> <p>⑦車いす・つえの配置</p> <p>⑧投票所で段差のある所に仮設のスロープを設置</p> <p>⑨都知事選挙の政見放送に手話通訳を導入</p> <p>⑩不在者投票についてのDVD作成</p> <p>⑪投票所における「コミュニケーションボード」の設置</p> <p>⑫選挙公報のHP掲載</p> <p>⑬選管事務職員研修における障害者対応の講義</p>	<p>①点字版・音声版「選挙のお知らせ」の作成・配布</p> <p>②投票所入場整理券及び投票箱に点字シール貼付</p> <p>③投票のための点字器の配置</p> <p>④記載台の改善</p> <p>⑤案内表示の拡大</p> <p>⑥受付に手話のできる職員を配置</p> <p>⑦車いす・つえの配置</p> <p>⑧投票所で段差のある所に仮設のスロープを設置</p> <p>⑨都知事選挙の政見放送に手話通訳を導入</p> <p>⑩不在者投票についてのDVD作成</p> <p>⑪投票所における「コミュニケーションボード」の設置</p> <p>⑫選挙公報のHP掲載</p> <p>⑬選管事務職員研修における障害者対応の講義</p>	<p>引き続き、障害者に対し、必要な配慮を行う。</p>		<p>選挙 管理委員会 事務局</p>
<p>195 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 思いやりの心の醸成や障害者等の社会参加を図るため、将来の福祉のまちづくりの担い手である子供たちに対するユニバーサルデザイン教育、地域住民向けワークショップ等の開催、福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発など、区市町村の様々な取組を支援する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>平成27年度 新規事業</p>	<p>○補助実績 平成27年度 9区2市</p>	<p>全区市町村へ働きかけを行い、取組を実施する区市町村を拡大していく。</p>	<p>○</p>	<p>福祉 保健局</p>



事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
196 福祉のまちづくりに関する普及推進 「みんながまた来たくなるお店づくり」 等の各種印刷物を作成・活用し、事業者等 に対し、建築物等におけるハード面及びソ フト面からの取組について効果的な普及啓 発を行う。  〔実施主体：東京都〕	これまでの取組を継続 ○冊子『みんながまた来たくなる お店づくり』を各区市町 村を通じて、都内商店街等に 配布	これまでの取組を継続 ○冊子『みんながまた来たくなる お店づくり』をホーム ページに掲載するなど、事業 者等に周知	福祉のまちづくりに関する 施策を効果的に推進する ため、都民及び事業者の理 解を深め、主体的な活動の 促進に必要な情報の提供を 行うなど、関係機関と連絡 調整を図りながら、福祉の まちづくりの普及、推進を 図る。		福 祉 保 健 局
197 福祉のまちづくり功労者に対する知 事感謝状の贈呈 東京都の福祉のまちづくりの推進につ いて顕著な功績のあった個人又は団体に感謝 状を贈呈することにより、福祉のまちづく りの取組を広く普及させる。贈呈の対象者 は以下の活動において、顕著な功績のあ った個人または団体  ・高齢者や障害者等の自立とあらゆる分野 への活動参加を促進するための活動（普 及・推進活動） ・建築物や交通機関、道路、公園等のバ リアフリー化（施設整備） ・福祉用具等の開発・研究・規格の標準化 （製品の開発等） ・福祉のまちづくりに関する調査・学習・ 活動等（小・中・高校生等による取組）  〔実施主体：東京都〕	平成26年度 4件 ・アイメイト後援会 ・サミット株式会社 ・江戸川区福祉ボランティア 団体協議会 ・椎名町すずらん通り商店会	平成27年度 5件 株式会社イトーヨーカ堂 有限会社さいとう工房 代表 取締役 斎藤省 大森学園高等学校 車いすメ ンテナンスグループ 南千住第二中学校レスキュー 部 世田谷泉高等学校	都民等に対し、福祉のま ちづくりへの理解を深める ため、引き続き実施し、 ホームページ等でPRを行 う。		福 祉 保 健 局
198 障害者等用駐車区画の適正利用の推 進 「障害者等用駐車区画の適正利用に向 けたガイドライン」を活用した普及啓発活 動や、包括補助事業を活用した思いやり駐 車区画の整備助成を活用し、当該区画の適 正利用を推進する。  〔実施主体：東京都、区市町村〕	○補助実績 平成26年度 3市	○補助実績 平成27年度 1市	障害者等用駐車区画の適 正利用に向けた対策を推進 するとともに、適正利用に 関する普及・啓発を強化 し、車を利用して外出する 高齢者等が、必要なときに 当該駐車区画を利用できる ようにする。		福 祉 保 健 局
199 オリンピック・パラリンピック教育 の推進 オリンピック・パラリンピック教育を推 進するため、次の事業を実施する。  ①オリンピック・パラリンピック教育推進 校の拡充 ②オリンピック・パラリンピック教育推進 校への人的措置 ③オリンピック・パラリンピック教育推進 のための学習教材の作成・配布 ④オリンピック・パラリンピック学校派遣 事業の実施 ⑤外国人アスリートの学校派遣  〔実施主体：東京都教育委員会〕	○オリンピック教育推進校の 指定  ○オリンピック教育推進校へ の人的配置  ○オリンピック・パラリンピ アの学校派遣	○オリンピック・パラリン ピック教育推進校の指定 （600校）  ○アスリート学校派遣事業 「夢・未来」プロジェクトの 実施（112校）  ○東京都 「東京のオリン ピック・パラリンピック教育 を考える有識者会議」最終提 言とりまとめ  ○「東京都オリンピック・パ ラリンピック教育」実施方針 の策定  ○オリンピック・パラリン ピック学習読本、映像教材の 作成・配布	2020年東京オリンピッ ク・パラリンピック競技大 会開催を踏まえ、幼児・児 童・生徒が、スポーツによ り心身の調和的な発達を遂 げ、オリンピック・パラリ ンピックの歴史・意義や国 際親善などその果たす役割 を正しく理解し、我が国と 世界の国々の歴史・文化・ 習慣などを学び交流するこ とを通して国際理解を深 め、進んで平和な社会の実 現に貢献することができる ようオリンピック・パラリ ンピック教育を推進する。	○	教育庁

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>200 障害者理解促進事業 障害に関する知識や、障害特性に応じた援助の方法などを掲載したホームページによる情報発信を行うほか、様々な広報媒体や手法を活用して、障害及び障害のある人への理解促進を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者理解促進特設サイト「ハートシティ東京」の開設</li> <li>バナー広告の掲載、チラシ作成及び配布によるサイトの周知活動の実施</li> </ul>	<p>【障害者差別解消法施行に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務局と連携し、東京都版職員対応要領を策定するとともに、法の概要や必要な配慮の具体例等をまとめた東京都障害者差別解消法ハンドブックを作成</li> <li>法の普及啓発用クリアファイルの作成</li> </ul> <p>【その他の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者理解促進特設サイト「ハートシティ東京」の改修</li> <li>※各障害種別のサポート方法事例の追加等</li> <li>バナー広告の掲載やチラシ配布によるサイトの周知活動の実施</li> </ul>	<p>障害者差別解消法の施行を見据えて実施する。</p>	○	福 社 保 健 局
<p>201 ヘルプマークの推進（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） 共生社会の実現を目指し、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を作成し、普及啓発に取り組む。</p> <p>〔実施主体：東京都、区市町村〕</p>	<p>①公共交通機関での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゆりかもめ、多摩モノレールに拡大して実施</li> </ul> <p>②区市町村による活用等の取組支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業・先駆的的事业）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルプマーク製作・配布経費の補助</li> <li>ヘルプマークの活用に係る経費の補助</li> </ul> <p>③民間企業による活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業による普及啓発の取組促進</li> </ul> <p>④普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等でのポスター掲示、チラシ・ノベルティグッズ等配布</li> <li>ホームページ等での周知</li> </ul>	<p>①公共交通機関での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゆりかもめ、多摩モノレールに拡大して実施</li> </ul> <p>②区市町村による活用等の取組支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業・先駆的的事业）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルプマーク製作・配布経費の補助</li> <li>ヘルプマークの活用に係る経費の補助</li> </ul> <p>③民間企業による活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業による普及啓発の取組促進</li> </ul> <p>④普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等でのポスター掲示、チラシ・ノベルティグッズ等配布</li> <li>ホームページ等での周知</li> </ul>	<p>公共交通機関・区市町村・民間企業による取組の拡大を図り、都民へのマークの普及啓発を図る。</p>	○	福 社 保 健 局
<p>202 ヘルプカード活用促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） 緊急連絡先や必要な支援内容等を記載した「ヘルプカード」を活用して、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、区市町村が行う、学習会・セミナー等関係機関と連携して実施する普及啓発、「ヘルプカード」を活用した防災訓練の検討・実施、ポスター等作成に係る経費の一部を補助する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>52区市町村で作成配布</p>	<p>52区市町村で作成配布</p>	<p>区市町村におけるカード作成の取組促進及び事業者や都民へのカードの普及促進を図る。</p>	○	福 社 保 健 局
<p>203 障害に関するシンボルマークの周知・普及（東京都地域生活支援事業） 国際的に、また、法律に基づくなどして定められている障害に関する各種のシンボルマークについて、様々な機会を捉え、広く都民への周知・普及を進めていく。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>広報誌、障害者週間ポスター等で周知</p>	<p>広報誌、障害者週間ポスター等で周知</p>	<p>継続して実施する。</p>		福 社 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
204 駐車禁止規制の適用除外措置 移動の際の利便を図るため、歩行困難な身体障害者、戦傷病者、介護人を要する重度の知的障害者、精神障害者及び紫外線要保護者が使用する自動車については、駐車禁止場所（法定駐車禁止場所を除く。）でも駐車できるように駐車禁止除外標章を交付する。  〔実施主体：警視庁〕	標章交付 15,033件 （内訳） 身体障害者 13,799件 知的障害者 1,176件 精神障害者 57件 色素性乾皮症 1件 戦傷病者 0件	標章交付 17,899件 （内訳） 身体障害者 16,557件 知的障害者 1,275件 精神障害者 64件 色素性乾皮症 2件 戦傷病者 1件	継続して実施する。		警視庁
205 ふれあいフェスティバルの開催 「障害者週間」を記念して、障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害のある人とない人とが同じ体験を通じて触れ合い、互いに理解しあう場を設け、障害者の福祉の増進を図る。  〔実施主体：民間団体〕	東京都庁第一本庁舎 5階大会議場 定員500人	練馬区立練馬文化センター 512名	継続して実施する。		福祉 保健局
206 精神保健知識の普及・啓発（東京都地域生活支援事業） 精神保健に関する都民等の理解を深めるため、家族会等の民間団体に委託して精神保健に関する知識の普及・啓発を図る。  〔実施主体：東京都〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都精神保健福祉民間団体協議会委託 刊行物 年1回 講演会 年2回 個別相談 年1,587回 地域巡回相談 56回</li> <li>東京都精神保健福祉協議会委託 刊行物 年2回 講演会 年1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都精神保健福祉民間団体協議会委託 刊行物 年2回 講演会 年4回 個別相談 年1,931回 地域巡回相談 38回</li> <li>東京都精神保健福祉協議会委託 刊行物 年2回 講演会 年1回</li> </ul>	効果的な普及・啓発の推進に努める。		福祉 保健局
207 福祉教育の充実 各区市町村における福祉教育推進に関する協議を行うとともに、小・中学校及び高等学校における「総合的な学習の時間」における福祉に関する指導の充実を図る。  〔実施主体：東京都教育委員会、区市町村〕	小中 区市町村ごとに実施  高校 「総合的な学習の時間」等の授業で実施	小中 区市町村ごとに実施  高校 「総合的な学習の時間」等の授業で実施	福祉教育の推進について、必要に応じ指導主事等連絡協議会、教育課程編成状況に関する説明会等において、区市町村教育委員会への情報提供を行う。  小・中学校及び高等学校における段階に応じた福祉に関する学習内容の充実を図る。		教育庁
208 広報活動の充実 障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害者週間などの機会をとらえ東京都提供によるテレビ・ラジオの放送番組、広報紙、ホームページ、携帯サイトなどを積極的に活用して普及・啓発活動を展開する。  〔実施主体：東京都〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報東京都 年12回 406万部発行</li> <li>都政広報番組 テレビ 5番組</li> <li>都政ニュース テレビ 1番組 ラジオ 2番組</li> <li>都庁総合ホームページ トップページアクセス件数 約962万件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報東京都 年12回 上期390万部 下期383万部発行</li> <li>都政広報番組 テレビ 5番組</li> <li>都政ニュース テレビ 1番組 ラジオ 2番組</li> <li>都庁総合ホームページ トップページアクセス件数 約902万件</li> </ul>	各種広報媒体により効果的な広報活動を展開する。都民とともに考え、行動することを呼びかけていく広報の充実に努める。		生活 文化局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
209 障害者向け都政情報の提供 視覚障害者のために、点字版・音声版 (テープ版・デイジー版)の「広報東京 都」を作成し、配布する。  〔実施主体：東京都〕	(広報東京都(点字版・テー プ版・デイジー版)の作成) ・点字版 年 12回 1回 1,100部 ・テープ版 年 12回 1回 1,370組 ・デイジー版 年 12回 1回 440枚	(広報東京都(点字版・テー プ版・デイジー版)の作成) ・点字版 年 12回 1回 1,050部 ・テープ版 年 12回 1回 1,140組 ・デイジー版 年 12回 1回 660枚	(広報東京都(点字版・ テープ版・デイジー版)の 作成) 障害者への都政情報の提供 を推進する。		生 活 文化局
210 障害者向け福祉保健局情報の提供 視覚障害者のために、広報誌のデイジー 版、CD版、テープ版等を作成する。  【福祉保健局広報誌】 ・東京の福祉保健 デイジー版・CD版・テープ版の作成 ・社会福祉の手引 デイジー版の作成 ・月刊福祉保健 音声コード付き広報誌の作成  〔実施主体：東京都〕	東京の福祉保健(デイジー 版・CD版・テープ版)の作 成 ・デイジー版 141部 ・CD版 183部 ・テープ版 1,176組  月刊福祉保健(音声コー ド)の作成 ・年12回 133,800部 (1回につき、11,150 部)	東京の福祉保健(デイジー 版・CD版・テープ版)の作 成 ・デイジー版 141部 ・CD版 183部 ・テープ版 1,176組  社会福祉の手引(デイジー 版)の作成 ・デイジー版 161部  月刊福祉保健(音声コー ド)の作成 ・年12回 133,800部 (1回につき、11,150 部)	継続して実施する。		福 祉 保健局
211 福祉保健局ホームページにおける情 報提供 障害者や高齢者などが利用しやすいよ う、音声読み上げ、画面拡大等の機能を付 加した、アクセシビリティに配慮したホー ムページを通じて、情報提供を行ってい く。  (主な機能) ・音声読み上げ ・画面拡大 ・カラー変更 ・振り仮名(平仮名・ローマ字)  〔実施主体：東京都〕	継続して実施	継続して実施	継続して実施する。		福 祉 保健局
212 字幕入映像ライブラリー事業(東京 都地域生活支援事業) 映画及びテレビ番組等に字幕を挿入した ビデオカセットテープ又はDVDの製作貸出 を行うことにより、聴覚障害者の生活・文 化の向上と福祉の増進を図る。  〔実施主体：東京都〕	貸出実績 302件 1,285本	貸出実績 383件 1,706本	継続して実施する。		福 祉 保健局
213 視覚障害者用図書の製作及び貸出 視覚障害者に対し、視覚障害者用図書 (点字図書、録音媒体)を製作し、貸出し 又は交付することにより視覚障害者の文化 の向上と福祉の増進を図る。  〔実施主体：東京都〕	(貸出用図書) 点字図書 製作 320冊 貸出 1,165冊 声の図書 製作 385巻 貸出 4,536巻  (希望図書) 点字図書 製作 610冊 声の図書 製作 181冊	(貸出用図書) 点字図書 製作 330冊 貸出 1,310冊 声の図書 製作 330巻 貸出 3,547巻  (希望図書) 点字図書 製作 639冊 声の図書 製作 173冊	継続して実施する。		福 祉 保健局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
214 点字による即時情報ネットワーク (東京都地域生活支援事業) 視覚障害者に、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。  〔実施主体：東京都〕	(点字) 延配布者数 23,900人  (音声) アクセス数 227回	(点字) 延配布者数 23,800人  (音声) アクセス数 290回	継続して実施する。		福 社 保 健 局
215 点字録音刊行物の作成及び配布(東京都地域生活支援事業) 視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布し、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。  〔実施主体：東京都〕	(点字本) 12種類 各723部  (録音テープ) 12種類 各1,130本	(点字本) 12種類 各723部  (録音テープ) 12種類 各1,130本	継続して実施する。		福 社 保 健 局
216 情報バリアフリーに係る充実への支援 誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備するため、地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者への移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及、集団補聴設備の普及啓発など、区市町村の様々な取組を支援する。  〔実施主体：区市町村〕	平成27年度 新規事業	○補助実績 平成27年度 10区3市	全区市町村へ働きかけを行い、取組を実施する区市町村を拡大していく。	○	福 社 保 健 局
217 ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築 公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いす等に対応したトイレの場所など、様々なウェブサイトに掲載されたユニバーサルデザインに関する情報を一元化し、すべての人が外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトを構築する。  〔実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団〕	平成27年度 新規事業	○平成27年10月26日 ポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」開設	継続的な情報収集と更新を行い、内容の充実を図る。	○	福 社 保 健 局
218 障害者に関する調査の実施 福祉保健局において、おおむね5年おきに、障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)の生活実態調査を実施している。平成25年度からは難病患者も調査対象としている。 そのほか、障害者施策の充実資する調査を、適宜、実施する。  〔実施主体：東京都〕	東京都福祉保健基礎調査 「障害者の生活実態」実施予定  (平成30年度実施、平成31年度結果公表予定)	東京都福祉保健基礎調査 「障害者の生活実態」実施予定  (平成30年度実施、平成31年度結果公表予定)	継続して実施する。 次回平成30年度実施予定。		福 社 保 健 局
219 首都大学東京における社会福祉学の研究・教育 首都大学東京都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野及び大学院人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野の研究・教育課程に障害者に関する課題を取り入れて、社会福祉学全般の教育・研究を充実する。  〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	(平成26年5月1日時点学生数)  都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野 92名  人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野 27名	(平成27年5月1日時点学生数)  都市教養学部人文・社会系社会学コース社会福祉学分野 74名  人文科学研究科社会行動学専攻社会福祉学分野 24名	教育・研究の充実を図る。		総務局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
220 広聴活動の充実 世論調査、都政モニター、都政一般相談、都民の声総合窓口等の活用により、障害者を含む都民各層の意向の把握に努め、障害者施策への反映を図る。  〔実施主体：東京都〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>世論調査 年3回実施</li> <li>都政モニター 年9回実施</li> <li>都民の声総合窓口 (知事への提言、 苦情・要望等) 52,068件</li> <li>都政一般相談 11,688件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世論調査 年3回実施</li> <li>都政モニター 年9回実施</li> <li>都民の声総合窓口 (知事への提言、 苦情・要望等) 31,826件</li> <li>都政一般相談 11,203件</li> </ul>	継続して実施する。		生活文化局
221 入学試験受験条件の整備・充実 首都大学東京において、受験生の障害の状況に応じた機器等の整備や、相談体制の充実を進めるとともに、機器等の機能向上に併せて更新を図っていく。  〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	入学試験出願にかかる協議申請者10人全員の受験を許可。うち6名が出願。重度の事例についての申請者は3人。うち対応者は0（未出願2、1次不合格1）	入学試験出願にかかる協議申請者9人全員の受験を許可。うち3名が出願。重度の事例についての申請者はなし。	個別の事前相談を通じ、受験条件の充実を進める。		総務局
222 学修環境の充実 首都大学東京において、障害のある学生の学修支援を進める。相談体制や学修環境の充実を図り、障害の状況に応じて必要な施設・設備の改修、点字図書の実施、教材の点訳等を進める。  〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	障害のある構成員への理解を深めるための講演会及び支援を行うスタッフを養成するための講習会を開催 障害のある構成員に対して、障害の程度や種類に配慮した個別支援を実施	障害のある構成員への理解を深めるための講演会及び支援を行う学生スタッフを養成するための講習会を開催 障害のある構成員に対して、障がいの程度や種類に配慮した個別支援を実施	障害のある学生一人ひとりの状況に配慮した学修支援を行う。		総務局
223 人的サービスの充実 首都大学東京において、障害のある学生に対する、学修や移動の補助を行うための介助者の配置を図るとともに、録音サービス・対面朗読等の人的サービスの充実を図る。  〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	「障がいのある学生支援制度」の運用を開始し、支援活動を担う学生スタッフの登録、養成及び障害のある学生に対する個別支援を実施	平成26年度から運用を開始した「障がいのある学生支援制度」を「首都大学東京障がい者支援スタッフ制度」に改め、支援活動を担う学生スタッフの登録、養成及び障害のある学生に対する個別支援を実施	学内及び学外ボランティアとの連携を進める。		総務局
224 障害者スポーツセンターの運営 障害者の健康増進と社会参加を促進するため、スポーツ施設や集会室等の場を提供するとともに、講習講座等の事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。  ○東京都障害者総合スポーツセンター ○東京都多摩障害者スポーツセンター  〔実施主体：東京都〕 (指定管理者：公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)	延べ利用人数  (総合) 206,829人  (多摩) 173,701人	延べ利用人数  (総合) 202,063人  (多摩) 173,254人	引き続き運営する。		オリンピック・パラリンピック準備局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>225 障害者スポーツの振興 東京都障害者スポーツ振興計画に基づき、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指し、取組を推進する。</p> <p>①障害者スポーツの情報発信、理解促進・普及啓発</p> <p>②障害者スポーツの場の開拓・整備</p> <p>③障害者スポーツを支える人材の育成・確保</p> <p>④障害者スポーツの競技力向上</p> <p>⑤東京都障害者スポーツ大会の開催</p> <p>⑥全国障害者スポーツ大会への東京都選手団の派遣</p> <p>⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催準備 2020年パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツの振興と、障害者のスポーツを通じた社会参加を促進する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①情報発信、理解促進・普及啓発 ・障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」運用 ・障害者スポーツイベント「チャレスポ! TOKYO」開催</p> <p>②場の開拓・整備 ・障害者スポーツ地域開拓推進事業実施 ・障害者スポーツプロデュースマニュアル（障害者スポーツ取組事例集）の作成、配布</p> <p>③人材の育成・確保 ・障害者スポーツセミナー実施 ・障がい者スポーツ指導員養成講習会開催</p> <p>④競技力向上 ・強化練習会実施</p> <p>⑤都大会参加選手数 6,155人</p> <p>⑥全国大会派遣人数 303人</p> <p>⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催準備 ・平成25年9月 ブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会総会において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市として選定された。 ・平成26年1月 大会の準備及び運営に関する事業を行うため、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を設立した。 ・平成27年1月 組織委員会が一般財団法人から公益財団法人へ移行した。 ・平成27年2月 組織委員会がIOC・IPCへ大会開催基本計画を提出した。</p>	<p>①情報発信、理解促進・普及啓発 ・障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」運用 ・障害者スポーツイベント「チャレスポ! TOKYO」開催 ・障害者スポーツ普及啓発映像「Be The HERO」の作成、配布</p> <p>②場の開拓・整備 ・障害者スポーツ地域開拓推進事業実施 ・障害者のスポーツ施設利用促進マニュアルの作成、配布 ・東京2020大会の成功に向けた区市町村支援</p> <p>③人材の育成・確保 ・障害者スポーツセミナー実施 ・障がい者スポーツ指導員養成講習会開催 ・障害者スポーツ人材の活動活性化（障害者スポーツ情報誌「S&amp;S」の作成、「リ・スタート研修会」開催、「障害者スポーツフォーラム」開催）</p> <p>④競技力向上 ・強化練習会実施 ・パラリンピック選手発掘プログラム実施 ・障害者スポーツ競技団体の活動支援</p> <p>⑤都大会参加選手数 6,011人</p> <p>⑥全国大会派遣人数 288人</p> <p>⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催準備 ・平成27年7月～ パラリンピックの普及啓発を図るため、「NO LIMITS CHALLENGE」として、区市町村等が主催するイベントに、パラリンピック競技体験や展示等のプログラムを都がパッケージとして提供するプログラムを実施。27年度は22のイベントで実施。 ・平成27年8月25日、パラリンピック5年前イベントを組織委員会と連携して実施 ・パラリンピック競技の魅力等を紹介するパラリンピックガイドを作成し、各種イベント等を通じて広く配布</p>	<p>①障害者スポーツの理解促進・普及啓発を図る。</p> <p>②障害者スポーツ事業を実施する区市町村の拡大を図る。</p> <p>③「障がい者スポーツ指導員」の資格を持つスポーツ推進委員配置地区の拡大を図る。</p> <p>④国際大会等で活躍するアスリートの輩出に向け、選手の発掘・育成・強化や競技団体の基盤強化を図る。</p> <p>⑤継続して実施する。</p> <p>⑥継続して実施する。</p> <p>⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、着実に開催準備を進める。</p>	○	オリッ ク・パ ラリン ピック 準備局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
226 都立特別支援学校における障害者スポーツの推進 ○都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発 ○地域の小・中学校の児童・生徒への理解啓発のため、都立特別支援学校との交流における障害者スポーツを活用した学習活動の試行  〔実施主体：東京都教育委員会〕	平成27年度 新規事業	・スポーツ教育推進校を10校指定し障害者スポーツを取り入れた体育的活動や交流活動の充実 ・障害者スポーツ指導員等の講師を招へいし、指導方法等の講習により教員の指導力の向上 ・パラリンピアン等を特別外部指導員として合計8回派遣 ・障害者スポーツDVDを都内全公立小・中・高等・特別支援学校へ配布	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて生涯にわたってスポーツを楽しむ児童・生徒を育てる（裾野の拡大と育成）。	○	教育庁
227 社会教育施設（ユース・プラザ）における活動支援 青少年社会教育施設「ユース・プラザ」において、スポーツ及び文化芸術活動の機会を提供することにより障害者の心身の維持向上を図るとともに、楽しさを理解してもらう。 また、施設利用者の障害者スポーツに対する理解を深める。  〔実施主体：民間PFI事業者及び東京都教育委員会〕	特別支援学校の学校行事や障害者の活動のための宿泊施設やスポーツ施設・活動室の提供、アートクラフト等の活動プログラムの提供	・特別支援学校の学校行事や障害者の活動のための宿泊施設やスポーツ施設・活動室の提供、アートクラフト等の活動プログラムの提供 ・社会教育事業においてブラインドサッカー体験プログラムを実施（参加者：小学1～3年生と保護者 34名）	障害者へ生涯スポーツ及び文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者スポーツに対する他の利用者の理解を促進する。		教育庁
228 首都大学東京荒川キャンパス体育施設のバリアフリー化 ・冷暖房設備の新設 ・シャワー、トイレの増設と既存施設の入出口の拡張 ・スロープの設置 等  〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	平成28年度工事予定	平成27年度 実施設計済 平成28年度 工事着手、完了予定	首都大学東京荒川キャンパス体育施設のバリアフリー化により、各種障害者スポーツ団体が行う大会の開催や地域のアマチュア団体などの練習会場として貸出すとともに、障害者スポーツに関する都民向け講習会等の実施や、障害者の身体機能に関する研究等を進めることにより、障害者スポーツへの理解促進と裾野拡大を図る。	○	総務局
229 文化芸術関連行事の実施（東京都地域生活支援事業を含む） 障害者が文化芸術への参加を通じて、社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の増進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施する。  ①障害者美術展の開催 ②ふれあいコンサートの実施  〔実施主体：東京都〕	・第29回東京都障害者総合美術展 場所 池袋西武本店 応募 712点 展示 672点  ・第31回ふれあいコンサート 場所 新宿文化センター 来場者 約1,500人	・第30回東京都障害者総合美術展 場所 池袋西武本店 応募 749点 展示 201点  ・第32回ふれあいコンサート 場所 新宿文化センター 来場者 約1,500人	継続して実施する。		福祉保健局



事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>230 都立図書館サービス事業の充実 都立図書館における対面音訳サービス、視覚障害者等用資料の作成・提供サービス等の向上を図り、視覚障害者等の利便に供する。</p> <p>(所蔵資料) 録音テープ 6,435点 デイジー図書 803点 点訳資料 951点 点字雑誌 18種 雑誌録音テープ 26種 雑誌デイジー 7種</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会〕</p>	<p>(都立中央・多摩図書館の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用状況 登録利用者 393名 対面音訳利用人数 621名</li> <li>研修 音訳者講習会 3回 障害者サービス研修会 1回</li> </ul> <p>(所蔵資料) 録音テープ 6,765点 デイジー図書 3,361点 点訳資料 1,030点 点字雑誌 18種 雑誌録音テープ 30種 雑誌デイジー 16種</p>	<p>(都立中央・多摩図書館の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用状況 登録利用者 381名 対面音訳利用人数 501名</li> <li>研修 音訳者講習会 3回 障害者サービス研修会 1回</li> </ul> <p>(所蔵資料) 録音テープ 6,769点 デイジー図書 3,483点 点訳資料 1,056点 点字雑誌 18種 雑誌録音テープ 27種 雑誌デイジー 19種</p>	<p>各種サービスの充実を図る。 サービス向上のための職員研修を実施する。</p>		教育庁
<p>231 東京都特別支援学校総合文化祭の実施 特別支援学校の児童・生徒の文化・芸術的な能力を伸ばし、日頃の文化・芸術活動の振興を図る。 あわせて、都民への理解・啓発の場とする。 (実施時期：11月から1月)</p> <p>〔実施主体：東京都教育委員会、特別支援学校文化連盟〕</p>	<p>(9部門)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>音楽</li> <li>囲碁・将棋・オセロ</li> <li>演劇</li> <li>造形美術</li> <li>写真</li> <li>職業・作業</li> <li>手芸・家庭</li> <li>放送・映像</li> <li>書道</li> </ol>	<p>(9部門)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>音楽</li> <li>囲碁・将棋・オセロ</li> <li>演劇</li> <li>造形美術</li> <li>写真</li> <li>職業・作業</li> <li>手芸・家庭</li> <li>放送・映像</li> <li>書道</li> </ol>	<p>継続して実施する。</p>		教育庁
<p>232 文化芸術活動の推進 障害者による芸術文化の創造・鑑賞活動を促進する事業に対して、その経費の一部を助成する制度を平成27年度に新設し、都民の芸術文化活動の充実を図る。</p> <p>〔実施主体：公益財団法人東京都歴史文化財団〕</p>	<p>平成27年度 新規事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択件数16件 (うち、障害者に関する事業の採択案件は14件)</li> </ul>	<p>支援制度を構築し、展開していく。</p>	○	生活文化局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>233 将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業</p> <p>①福祉・介護人材確保・育成事業連絡会の設置・運営 次世代の福祉人材や新卒者の確保等を推進するため、区市町村、教育部門等を交えた事業連絡会を設置・運営する。</p> <p>②東京都福祉人材センター多摩支所の運営 多摩地域の求人求職あっせんを行うとともに、学校等へのアウトリーチなどにより、新規求人・求職者の開拓を行う。</p> <p>③次世代の介護人材確保事業 次世代を担う中高生を対象に、学校訪問セミナーや施設見学会を開催し、福祉の仕事に関する興味関心を高めていく。</p> <p>④人材定着・離職防止相談支援事業 社会福祉従事者の抱える様々な悩み・不安の相談に応じ、離職防止等を図る。</p> <p>⑤事業所に対する育成支援事業 小・中規模の事業所における職場研修の実施を支援するため、講師派遣や研修実施の手引きの作成等を行う。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>①事業連絡会 2回 次世代WG 3回 システムWG 3回実施</p> <p>②平成26年6月18日に開所 来所者 1,524人 新規求職者 827名 紹介による就職者 46名</p> <p>③参加者数 学校訪問セミナー 625名 施設見学会 19名</p> <p>④相談者数 福祉の仕事相談 412名 こころスッキリ相談 910名</p> <p>⑤ ・登録講師派遣事業 講師派遣(研修実施)数 107件 ・研修実施サポート事業 相談件数 77件 ・研修実施の手引き作成部数 16,500部 手引き活用のための説明会 2回開催、延参加人数335人</p>	<p>①事業連絡会 2回 次世代WG 3回実施</p> <p>②来所者 1,418人 新規求職者 772名 照会による就職者 80名</p> <p>③参加者数 学校訪問セミナー 2,251名 施設見学会 27名</p> <p>④相談者数 福祉の仕事相談 562名 こころスッキリ相談 673名</p> <p>⑤ ・登録講師派遣事業 講師派遣(研修実施)数 319件 ・研修実施サポート事業 相談件数 72件</p>	<p>○求人・求職者登録数を増加させるとともに、離職率を低下させる。</p> <p>○福祉人材対策を更に推進するため区市町村や教育部門の連携体制を確立する。</p> <p>○事業者ニーズに応じた研修支援、手引きの配布等により職場環境改善に寄与する。</p>	○	福祉保健局
<p>234 福祉人材センターの運営</p> <p>福祉分野における無料職業紹介事業を始め、福祉人材確保のための広報啓発活動、情報提供事業、講習講座事業など、広く求人求職活動の支援を行っている。</p> <p>平成18年4月には、規制緩和により無料職業紹介の対象範囲が社会福祉法第2条以外の事業にも拡大したため、相談機能の更なる充実を図っている。</p> <p>また、平成16年7月には、東京しごとセンター内へ移転し、一体的な連携が可能となり、利用者に対してワンストップで福祉事業と民間事業の就職相談、紹介サービスを提供することができるとともに、キャリアカウンセラーによるきめ細かい相談を実施するなど、機能強化を図っている。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>新規求人数 30,679人</p> <p>新規求職登録者 3,732人</p> <p>就職者数 2,087人</p>	<p>新規求人数 30,173人</p> <p>新規求職登録者 3,223人</p> <p>就職者数 2,257人</p>	<p>福祉人材の確保・養成を図る。</p>	○	福祉保健局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>235 ホームヘルパー養成研修事業</p> <p>①障害者（児）居宅介護従業者養成研修1級～3級 障害者（児）の多様化するニーズに対応した必要な知識・技術を有する居宅介護従業者の養成 ※平成25年8月1日より1級研修は廃止、2級研修は⑤、3級研修は⑥へ移行した</p> <p>②重度訪問介護従業者養成研修 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を有する重度訪問従業者の養成</p> <p>③同行援護従業者養成研修 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等と同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を有する同行援護従業者の養成</p> <p>④行動援護従業者養成研修 知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を有する者に対する行動時の危険回避の援護、外出時の移動中の介護等に関する知識及び技術を有する行動援護従業者の養成</p> <p>⑤居宅介護職員初任者研修（平成25年度新設） 障害者（児）の多様化するニーズに対応した専門的な知識・技術を有する居宅介護職員の養成</p> <p>⑥居宅介護従業者基礎研修（平成25年度新設） 障害者（児）の多様化するニーズに対応した基礎的な知識・技術を有する居宅介護従業者の養成</p> <p>〔実施主体：区市町村、民間養成事業者〕</p>	<p>①研修修了者 1級 0人 2級 0人 3級 0人</p> <p>②研修修了者 1,677人</p> <p>③研修修了者 4,328人</p> <p>④研修修了者 207人</p> <p>⑤研修修了者 0人</p> <p>⑥研修修了者 24人</p>	<p>①研修修了者 1級 0人 2級 0人 3級 0人</p> <p>②研修修了者 1,130人</p> <p>③研修修了者 2,128人</p> <p>④研修修了者 280人</p> <p>⑤研修修了者 15人</p> <p>⑥研修修了者 15人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>		福 社 保 健 局
<p>236 難病患者ホームヘルパー養成研修 難病患者等の多様なニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、既存のヘルパー研修を修了（履修中を含む。）した者（及び介護福祉士）に対し、都が指定する民間団体等の研修により、必要な知識や技能の習得を図る。</p> <p>〔実施主体：民間養成事業者〕</p>	<p>養成研修修了者 累計 302人</p>	<p>養成研修修了者 累計 276人</p>	<p>国の動向を踏まえた対応を図りつつ、継続して実施する。</p>		福 社 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>237 ガイドヘルパー養成研修事業</p> <p>①視覚障害者移動支援従業者養成研修 視覚障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>②全身性障害者移動支援従業者養成研修 全身性の障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>③知的障害者移動支援従業者養成研修 知的障害者（児）の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成</p> <p>〔実施主体：区市町村・民間養成事業者〕</p>	<p>①研修修了者 175人</p> <p>②研修修了者 227人</p> <p>③研修修了者 850人</p>	<p>①研修修了者 0人 （※「235③同行援護従業者養成研修」にて対応）</p> <p>②研修修了者 823人</p> <p>③研修修了者 984人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>		福 祉 保 健 局
<p>238 職業能力開発センターにおける介護従事者等の養成</p> <p>福祉サービス需要の高度化・多様化に対応するために、職業能力開発センターの「介護サービス科」等を充実し、介護従事者の確保と資質の向上を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>6校 年間定員 345名</p>	<p>6校 年間定員 360名</p>	<p>職業能力開発センターにおける介護従事者養成の訓練内容の充実を図る。</p>		産 業 労 働 局
<p>239 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業</p> <p>在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するとともに、たんの吸引等の業務を行う事業者及び従業者の登録等を実施し、医療関係者との連携の下で安全に、たんの吸引等の提供ができる体制を整備する。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>研修修了者 2,052組</p>	<p>研修修了者 2,538組</p>	<p>事業の推進を図る。</p>		福 祉 保 健 局
<p>240 サービス管理責任者研修（東京都地域生活支援事業）</p> <p>障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図る。</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>研修修了者 1,089人</p>	<p>研修修了者 1,197人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>		福 祉 保 健 局
<p>241 障害支援区分認定調査員等研修（東京都地域生活支援事業）</p> <p>自立支援給付に係る障害支援区分調査及び市町村審査会における審査判定業務に際して、全国一律の基準に基づき、障害支援区分認定における客観的かつ公平・公正な調査及び審査判定等を実施するために必要な知識、技術を習得及び向上させる。</p> <p>①障害支援区分認定調査員研修 ②市町村審査会委員研修 ③主治医研修</p> <p>〔実施主体：東京都〕</p>	<p>研修修了者 ①488人 ②193人 ③855人</p>	<p>研修修了者 ①321人 ②127人 ③777人</p>	<p>今後の需要に的確に対応できるように、着実に養成を図る。</p>		福 祉 保 健 局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
242 強度行動障害支援者養成研修（東京都地域生活支援事業） 強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員等の人材育成を進める。 ①強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） ②強度行動障害支援者養成研修（実践研修） 〔実施主体：東京都〕	研修修了者数 ①121人 ②未実施	研修修了者数 ①307人 ②121人	事業の推進を図る。		福祉保健局
243 研修の充実 ①行政機関職員研修 対象：生活保護行政等（及び社会福祉行政）に従事する職員 内容：今日的課題についての理解 ②社会福祉・保健医療連携研修 対象：公私（都及び民間）の社会福祉事業従事者 内容：保健・医療・福祉に関するそれぞれの専門的知識を駆使し、地域における在宅福祉のニーズに対し、的確かつ総合的に対応できるよう、諸サービスの調整能力及び問題解決能力の向上を図る ③人権研修 対象：公私（都及び民間）の社会福祉事業従事者 内容：人権についての正しい理解と認識 ④民生児童委員研修 対象：新任及び現任の民生・児童委員 内容：人権についての正しい理解と認識 〔実施主体：東京都〕	①3回開催 受講者数 474人 ②1回開催 受講者数 123人 ③6回開催 受講者数 1,219人 ④研修受講者 2,332人（現任のみ）	①3回開催 受講者数 446人 ②1回開催 受講者数 143人 ③6回開催 受講者数 1,188人 ④研修受講者 2,162人（現任のみ）	東京都職員及び民間の社会福祉事業従事者等の資質の向上を図る。		福祉保健局
244 人材バンクシステムの構築 介護福祉士や保育士等の有資格者や資格を持っていないが働いていない潜在有資格者、更には元気高齢者等の無資格者を有効に活用できる仕組みを検討するとともに、各機関が抱える福祉人材に関する情報を一元的に管理し、求職者や潜在人材へ有効な働きかけをしていく人材活用の基盤整備としての人材バンクシステムを構築し、それぞれのライフサイクルに応じた効果的な情報提供、職業紹介を可能とし、福祉人材を総合的に支援する仕組みを構築する。 〔実施主体：東京都〕	「人材バンクシステム」構築に向け、以下の調査を実施。 ・求職者や潜在人材に対するアンケート調査 ・他の自治体や民間企業等が実施している福祉人材の確保に向けた事例調査	元気高齢者等の無資格者を有効に活用できる仕組みの具体的な検討を進めるとともに、福祉人材に対して効果的な情報発信等を行うシステムの構築に向け、基本構想の策定を実施。	福祉人材それぞれのライフステージに応じた効果的な情報提供や職業紹介等を行うため、福祉人材に関する情報を一元的に管理する「人材バンクシステム」の平成29年度構築に向け、調査・検討を行う。	○	福祉保健局
245 首都大学東京健康福祉学部の運営 高齢化社会の進展に伴う保健医療に対する需要に応え、より高度な専門知識と柔軟な応用力を備えた資質の高い保健医療職を育成する。 〔実施主体：公立大学法人首都大学東京〕	（平成26年5月1日時点学生数） 健康福祉学部 833名	（平成27年5月1日時点学生数） 健康福祉学部 833名	首都大学東京健康福祉学部の運営 （養成規模） ①看護師、保健師 80人 ②理学療法士 40人 ③作業療法士 40人 ④診療放射線技師 40人		総務局

事業名・事業内容	平成26年度末 状況等	平成27年度末 状況等	事業目標	長期 ビジョン	所管局
<p>246 区市町村地域生活支援事業 障害者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を計画的に実施する。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<p>（必須事業） 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>（任意事業） 区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。</p>	<p>（必須事業） 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>（任意事業） 区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。</p>	<p>継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局
<p>247 障害者施策推進区市町村包括補助事業 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に障害分野の基盤の整備及び地域福祉サービスの充実を図ることにより、都民の福祉の増進を図る。</p> <p>〔実施主体：区市町村〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先駆的事業</li> <li>・選択事業</li> <li>・一般事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先駆的事業</li> <li>・選択事業</li> <li>・一般事業</li> </ul>	<p>継続して実施する。</p>		福 祉 保 健 局